

参加と協働により、豊かで活力のある地域社会の実現に向けて

第2期 京都市 市民参加 推進計画

改定版

平成28(2016)～32(2020)年度

京都市



第2期京都市市民参加推進計画の改定に当たって



京都市長 門川 大作

これまでに市内各地の市民活動の場、市政の第一線の現場を巡る中、私は、より良い地域づくり、まちづくりのために率先して力を尽くされる多くの方々にお会いし、元気をいただけてまいりました。本市が全国に先駆け市民参加推進条例を制定して、早や10年以上。「自分たちのまちは自分たちでつくる」という京都の誇るべき自治の伝統を受け継ぎ実践する、そんな責い志と行動の輪が着実に広がっていると実感しています。

本市も平成23年に策定した「第2期京都市市民参加推進計画」の下、市民の皆様と共に汗して取組を進めてきました。おかげさまで「市民が主役のまちづくり」は大きく前進しています。改めて、深く感謝申し上げます。

この間、社会的な課題はますます複雑化・多様化し、人口減少など行政施策だけでは十分な対応が困難な課題も顕在化しています。一方、情報化の進展などで誰もが手軽に様々な情報を得、また自らが情報を広く発信し行動を起こすことが容易になってきました。加えて、ソーシャルイノベーションなど新たな発想で課題に向き合う動きが広がっています。

優れた「地域力」、それらを支える「市民力」を強みとする京都のまちにとっては、今の状況はそうしたあらゆる力を結集して果敢に挑戦し、更なる発展へとつなげる大きなチャンス。この思いの下、この度、計画を全面的に改定いたしました。

市職員一人一人の「伝える力」を高め、市民の皆様と市役所が伝える側・伝えられる側という一方通行の関係ではなく「伝え合う関係」を築く。京都のまちづくり、地域のまちづくりを「ひとごと」ではなく、「自分ごと」、「みんなごと」として捉え、共々に行動する。そして、行動する人を社会全体で支えていく。これらの考え方を柱として、市職員が丸となって本計画を推進し、市民の皆様と御一緒に明るい京都の未来を切り拓いてまいりたいと思います。御支援、御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画の改定に多大な御尽力をいただきました「京都市市民参加推進フォーラム」の皆様、貴重な御意見・御提案をお寄せくださいました全ての皆様に、心から御礼申し上げます。

目次

第1章 はじめに

1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置付け及び計画期間	2

第2章 第2期計画の中間評価

1 第2期計画の取組状況	3
2 各基本方針の取組状況	4
(1)市民の市政への参加の推進	
(2)市民のまちづくり活動の活性化	
(3)情報の提供・公開と共有	
(4)計画を着実に進めるための推進体制	

第3章 第2期計画改定版の考え方

第4章 推進施策

第2期京都市市民参加推進計画 改定版の全体像	16
【基本方針1】市民との未来像・課題の共有	18
【基本方針2】市民の市政への参加の推進	23
フェーズ1 市民の関心を市政への参加につなぐ機会の充実	
フェーズ2 市政に参加した市民が手ごたえを感じ、継続的な参加につながる仕組みの整備	
フェーズ3 市民と協働する市政分野の拡大	
【基本方針3】市民のまちづくり活動の活性化	35
フェーズ1 市民の関心を呼び起こし、まちづくり活動への参加につなぐ機会の充実	
フェーズ2 まちづくり活動が成果に結びつき、継続的な活動につながる仕組みの整備	
フェーズ3 多様な主体が協働するまちづくりの推進	

第5章 計画を着実に進めるための推進体制

資料

資料	57
----	----

本計画における言葉の定義

・市民参加

京都市市民参加推進条例の定義に沿い、「市民の市政への参加（市政参加）」と「市民による自主的なまちづくり活動（市民活動）」の両方を合わせて「市民参加」としています。

・市民

京都市の住民だけでなく、京都市で学ぶ、働く人々を含みます。

・主体

市民のほか、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社など、自らの意思で行動する個人や団体のことを指します。

・未来像

未来像とは、「予想される将来の姿」と「将来こうありたいという姿（ビジョン）」の両方を指します。

・情報公開と情報提供

「情報公開」とは、市民等からの求めに応じて情報を出すこと

「情報提供」とは、市民等からの求めがなくても情報を公表することとして区別しています。

・問題と課題

「問題」とは、あるべき姿と現状とのギャップ

「課題」とは、問題を解決するために成すべきこと（あるべき姿と現状とのギャップを埋める方法）として区別しています。

※そのため、「問題」は解決するもの、「課題」は対応するもの又は克服するもの、として表現しています。



第1章 はじめに

1 計画改定の趣旨

京都市では全国に先駆けて、市民参加を市政運営の基本原則とし、平成13年12月に「京都市市民参加推進計画」を策定するとともに、平成15年8月に「京都市市民参加推進条例」を施行し、市民参加の制度や仕組みの整備とこれらの着実な運用を進めてきました。

その後、平成23年3月に「第2期京都市市民参加推進計画(以下、「第2期計画」という。)」を策定し、市民参加の制度の運用や情報提供の工夫を行うとともに、協働の取組のノウハウや成果・機運を市民や庁内に広げ、多様な主体と京都市との協働を進めてきました。

その一方で、市政への参加の制度やまちづくり活動の認知度はまだ高いとは言えず、市民の市政への参加の広がりや、社会全体で市民のまちづくり活動の継続・発展を支えることなどが課題となっています。

また、近年、市民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民ニーズの複雑化・多様化が進むとともに、人口減少社会の進展などの新たな課題も顕在化しており、地域コミュニティやまちづくり活動の担い手の不足、行財政への影響など幅広い問題を生じさせています。

しかしながら、こうした状況を、悲観的に捉えるのではなく、むしろ多様な主体が対話を重ね、未来像や課題を共有し、それぞれの役割を積極的に果たすとともに、これまでの役割の範囲を越えて協働することで、市民の活動が一層大きく飛躍し、地域社会がより豊かに発展する未来への転換期として積極的に捉えることが必要です。

このため、平成27年度で第2期計画の中間年度を迎えるに当たり、今後、京都市が取り組むべきことを改めて一から議論し、市会や市民の皆様の御意見もいただき、計画期間の後半5年間に集中して取り組む施策等を明らかにするため、第2期計画の全面改定を行うこととしました。

本計画の推進に当たっては、「京都市市民参加推進条例」の基本理念に基づき、市会との連携を十分に図ることはもとより、市職員一人ひとりの「伝える力」を高め、徹底した情報共有と対話により、より多くの市民が市政やまちづくりを「ひとごと」ではなく、「自分ごと」、「みんなごと」と捉え、関心を持ち、あらゆる主体が未来像や課題を共有し共に行動する「協働型社会」への更なるシフトを進め、「豊かで活力ある地域社会」の実現を目指していきます。

京都市市民参加推進条例 基本理念(第2条)

- 1 市民参加は、本市と市民との協働(自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。)の精神に基づき、市民による市政への参加とまちづくりの活動とが相まって、推進されなければならない。
- 2 市民参加は、市民の豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されるとともに、市民の福祉の増進及び市政運営の効率性が確保されることを基本として推進されなければならない。
- 3 市長その他の本市の行政機関は、市民参加の推進に当たっては、市会の権限及び役割を尊重しなければならない。

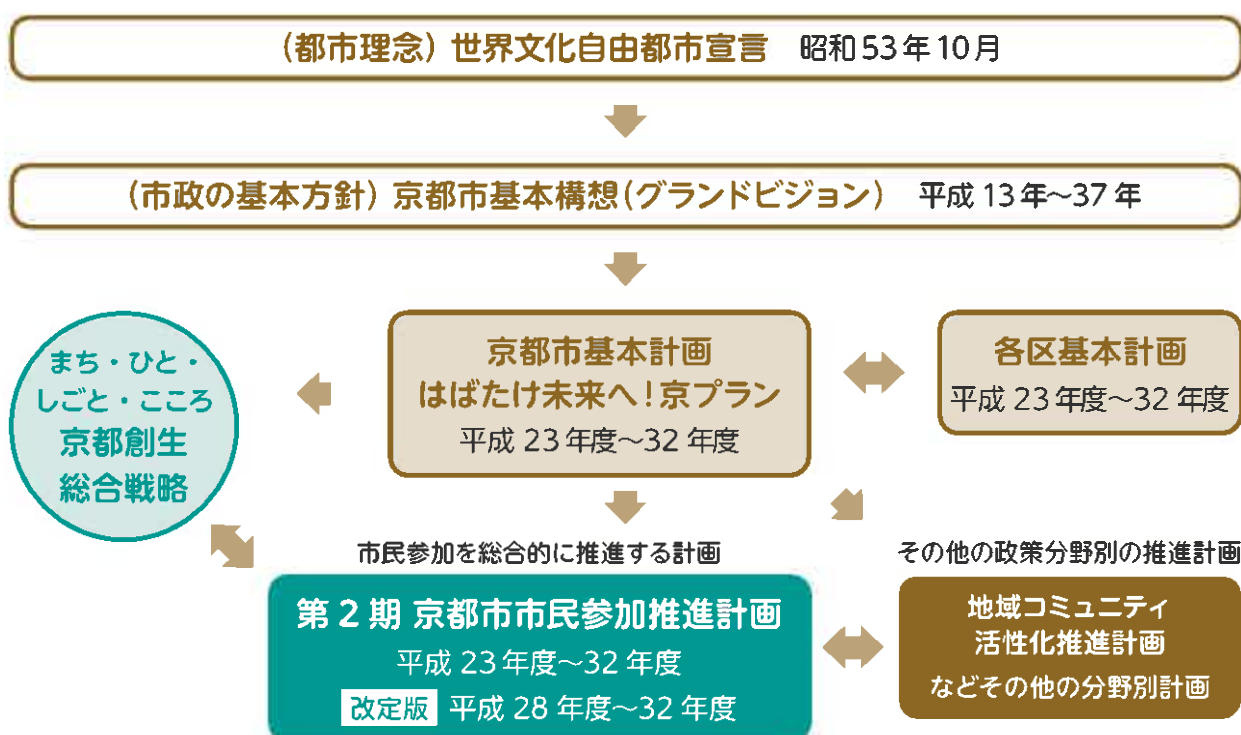
2 計画の位置付け及び計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、「京都市市民参加推進条例」に規定する、京都市の市民参加を総合的に推進するための計画です。また、「はばたけ未来へ!京(みやこ)プラン(第2期京都市基本計画)」の行政経営の大綱に基づく計画でもあります。

(2) 計画期間

第2期京都市市民参加推進計画の計画期間は平成23年度から平成32年度までの10箇年です。その中間年度で見直しを行い策定した第2期計画改定版は、平成28年度から平成32年度までの5箇年で取り組む施策等を定めたものです。



第2章 第2期計画の中間評価

1 第2期計画の取組状況

第2期計画に掲げる施策・事業などの実施状況(平成28年3月現在)

●施策及び事業 45 施策 204 事業

【内訳】

基本方針1	市民の市政への参加の推進	19 施策	63 事業
基本方針2	市民のまちづくり活動の活性化	12 施策	94 事業
基本方針3	情報提供・公開と共有	10 施策	28 事業
	計画を着実に進めるための推進体制	4 施策	19 事業

●実施状況

全ての施策及び事業が完了又は着手済み

第2期計画では、「京都市市民参加推進条例」前文に掲げられた「豊かで活力ある地域社会の実現」を目指す未来像とし、「市民の市政への参加の推進」、「市民のまちづくり活動の活性化」、さらにその前提となる「情報の提供・公開と共有」を計画の柱となる基本方針としていました。

第2期計画の進捗確認と中間見直しについては、平成26年度から京都市の附属機関「市民参加推進フォーラム」で議論を重ね、その過程で多くの市民や各局区等の市職員との意見交換に取り組んできました(同フォーラムの取組の経過については58・59ページに掲載しています)。

この結果、第2期計画に掲げた全ての施策及び事業が完了又は着手済みであることや、その着実な成果が確認できた一方で、施策の推進上の課題や社会情勢等の変化を踏まえ、施策の重点化や新たな取組の必要性も明らかになりました。

2 各基本方針の取組状況

(1) 市民の市政への参加の推進

① 成果

パブリック・コメントや附属機関等の委員の市民公募などの制度の着実な運用や、インターネット等を活用した市政情報の発信等に積極的に取り組むとともに、附属機関等の会議の動画配信を開始するなど、市政への参加を推進する仕組みを充実させています。

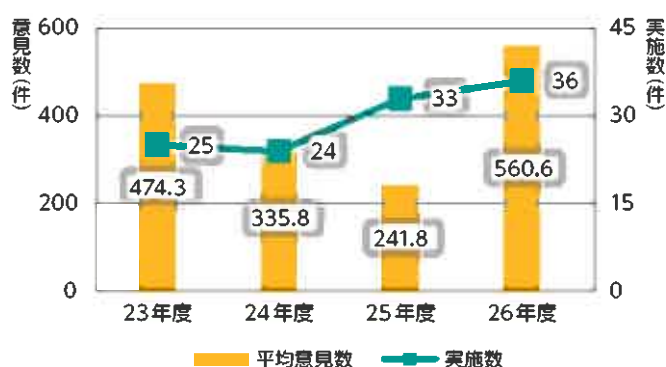
また、「京(みやこ)の水カフェ」などの市民との協働による事業の企画・実施や、「健康づくりサポーター」などの市政ボランティア、「大好きっ! 京都。寄付金」などの寄付を通じた参加など、市民と京都市が問題意識を共有して様々な方法で協働する事業を展開することで、市政への参加の機会は広がり、市民の知恵と力がいかされたよりよい市政の実現につながっています。

② 課題

市政への参加の機会は広がり、市民の知恵と力は市政の多くの場面でいかされつつあるとはいえ、市政への関心度は横ばい状態であり、市政に参加する市民もまだ限られ、多くの市民はその機会を十分活用するに至っていません。

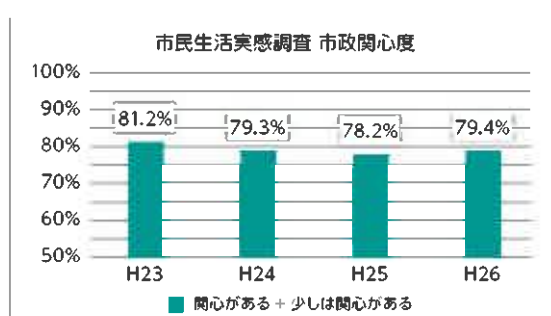
市政に関心が高い市民だけではなく、関心が薄い市民も含め、市政に参加する市民層の裾野を広げていくためには、情報や課題の共有、社会的・身体的理由から既存の取組には参加が困難な層への配慮、参加の成果の見える化など、参加を促進するための条件整備を、市政への関心を喚起する取組と併せて、更に推進していく必要があります。

パブリック・コメントの平均意見数及び実施数



パブリック・コメントの実施数は増加しています。意見数については、18年度～22年度までの5年間の平均277件との比較では、増加傾向にあります。

市政への関心度



出典：市民生活実感調査(各年度)

市政に関心のある市民の割合は、ほぼ横ばいです。



健康づくりサポーターによる公園体操の様子

保健センター・支所で実施している養成講座を受けた市民が、地域で様々な健康づくりの普及活動を実施



京(みやこ)の水カフェ

龍谷大学と協働し、水道水で作ったメニューを提供する「京の水カフェ」を実施

(2) 市民のまちづくり活動の活性化

① 成果

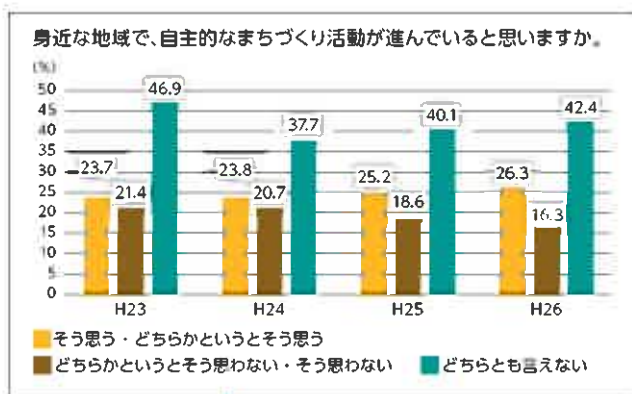
NPO法人の認証・認定事務が平成24年度から京都市に移管され、市内に事務所を置く法人の総数や優遇税制の対象となる認定法人等も増えています。また、「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」に基づく取組の推進により、地域の問題解決や地域活性化を目指す市民の主体的なまちづくり活動が充実してきています。

特に、まちづくり活動の拠点である「いきいき市民活動センター」の13箇所での開設や、「自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」の開設、「地域団体とNPO法人の連携促進事業」の実施、まちづくりアドバイザーの全区役所・支所への配置、区民提案・共汗型まちづくり支援事業の充実、「京都市未来まちづくり100人委員会」をモデルとする区役所・支所での「まちづくりカフェ事業」の開始など、まちづくり活動を支援する取組を充実させてきたことにより、多様な主体が連携してまちづくりに取り組む機運が醸成され、多くの実績につながっています。

② 課題

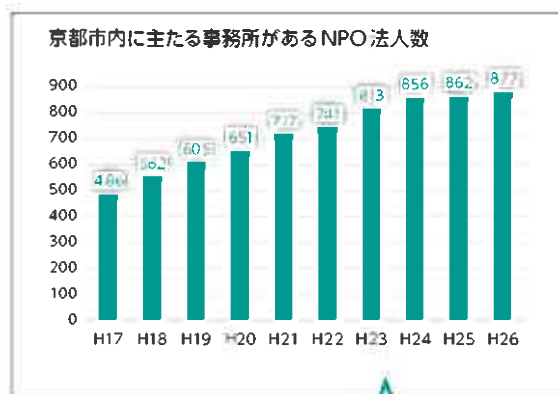
市民のまちづくり活動は非常に活発となっていますが、その内容や成果がまだまだ多くの市民に認知されていません。自治会・町内会などの地域の住民組織やNPOなどの市民活動団体においては、資金面や後継者問題などから活動の継続・発展に悩みを抱え、未だ決め手となる解決策を見出せていない状況があります。そのため、活動の担い手が必要な協力者、情報、資金などの資源を確保し、自立した活動を継続・発展させていくことができるよう、また、より多様な世代がまちづくりに関われるよう、行政の取組だけでなく、広く社会全体で活動を支える機運の醸成や支援の仕組みの充実が必要となっています。

自主的なまちづくり活動の広がりに対する実感



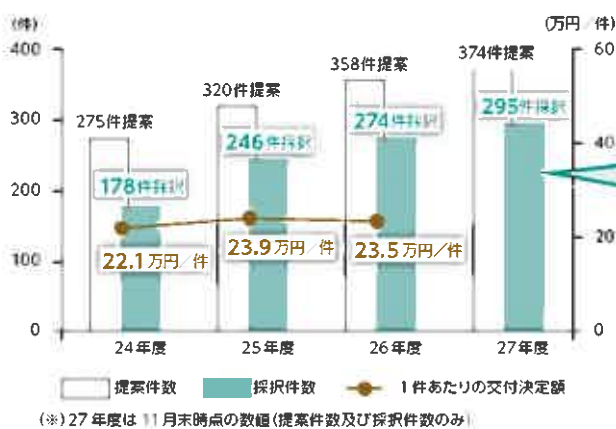
自主的なまちづくり活動の広がりを感じている方が増えています。
一方、「どちらとも言えない」方が多数となっており、まちづくり活動に関わったことがない、関心がない方がまだまだ多いと考えられます。

京都市内 NPO 法人数の推移



NPO 法人数は増えています。

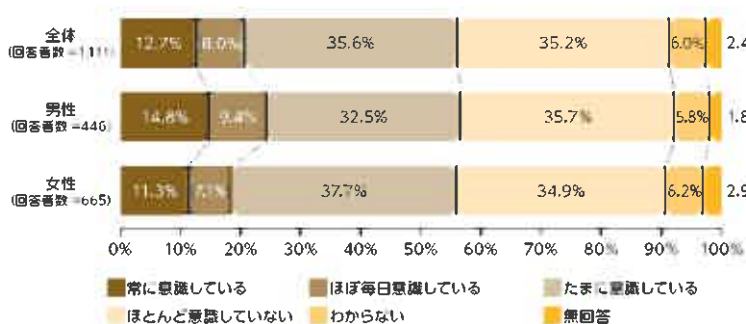
区民提案型支援事業(区民の自発的・自主的な事業提案への助成事業)の提案件数及び採択件数



区民提案型支援事業への提案件数が増加しており、市民のまちづくり活動への意欲が高まっていると考えられます。

真のワーク・ライフ・バランスの視点からみた地域活動や社会貢献に対する意識

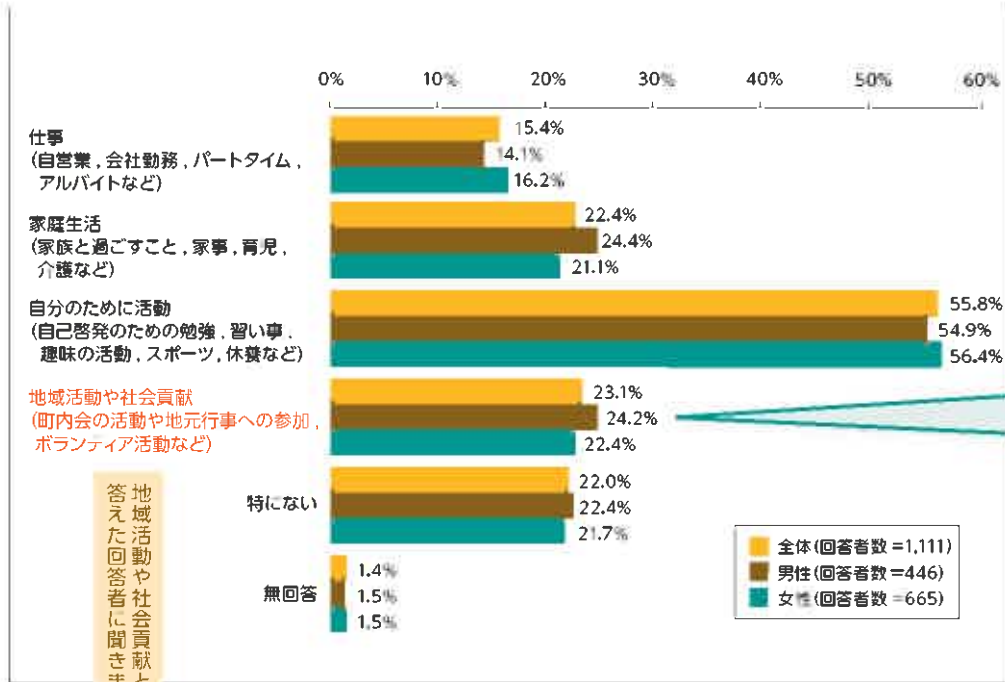
日頃から仕事と地域活動を含めた私生活がともに充実するように意識をしていますか



地域活動を含めた真のワーク・ライフ・バランスについて、「たまに意識している」が 35.6% と最も多く、次いで「ほとんど意識していない」が 35.2% と多くなっています。

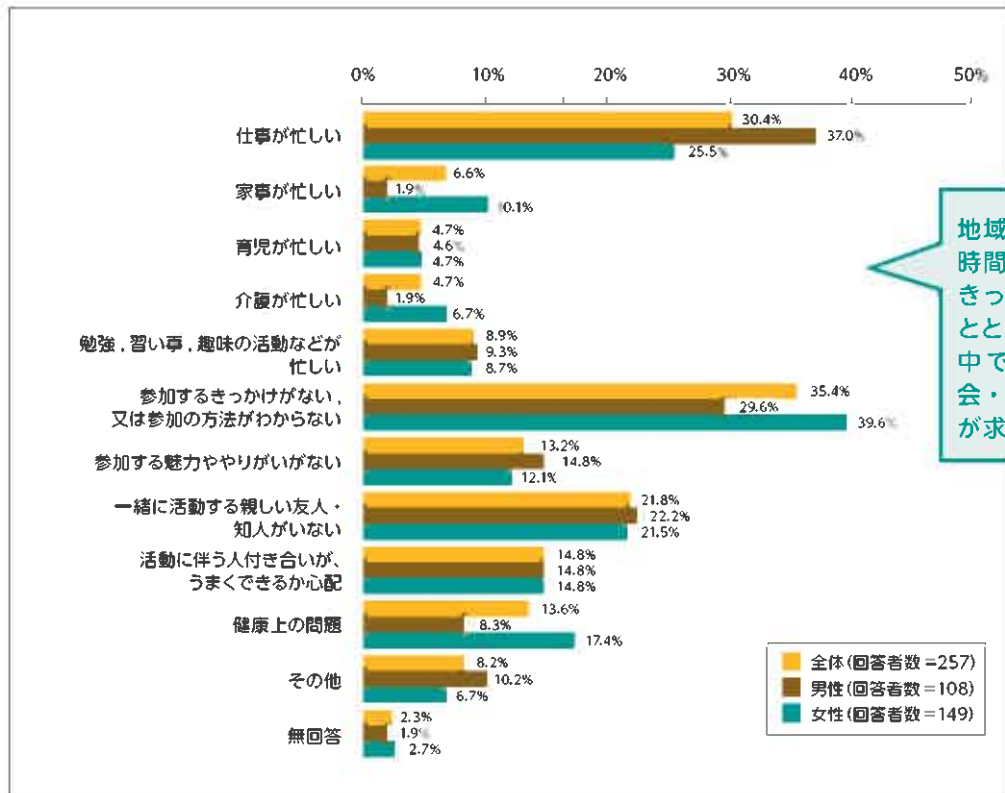
「真のワーク・ライフ・バランス」に関するアンケート報告書(平成27年度)

現在、生活の中でどの活動の時間が不足している、又は、さらに充実させたい、と感じていますか。(複数回答可)



「真のワーク・ライフ・バランス」に関するアンケート報告書(平成27年度)

地域活動・社会貢献を充実させようと思うと、課題になるのはどのようなことですか。(2つまで回答可)



「真のワーク・ライフ・バランス」に関するアンケート報告書(平成27年度)

取組事例



まちづくりカフェ

自由に参加し気軽にまちづくりについて意見交換できる場(区役所・支所で開催)



本を通じた住民のきずなづくり (地域団体とNPOの連携の例)

自治会とNPOの連携により、マンション内に図書コーナーを設置し、多様な世代が交流



京都市未来まちづくり100人委員会

(平成20年度～27年度)

多様な主体が協働してまちづくりに取り組むモデル事業として、平成20年度から27年度まで実施。8年間で450名を超える市民と市職員が公募等により集まり、自らテーマを設定し、活動を行うことで、新たなまちづくり活動の創出や、まちづくりの担い手の育成、さらには、市職員のまちづくりに関する意識・能力向上など、様々な成果につながりました。

(3) 情報の提供・公開と共有

① 成果

情報公開制度の着実な運用などにより、市政の透明性の向上を図るとともに、必要とされる情報を的確に市民に届けるため、平成24年度に「京都市ソーシャルメディアガイドライン」を定め、Facebook や Twitter などのソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、メールマガジン、スマートフォンアプリなど、様々な媒体の活用を推進してきました。また、「市政出前トーク」など、市職員が市民と直接、市政について対話する取組や、「京都市未来まちづくり100人委員会」など、市民と京都市、市民同士が協働する取組を通じて、市政やまちづくりの情報や課題の共有を進めてきました。

② 課題

多くの情報が溢れる今日、市民が必要とする情報が必要なタイミングで届き、京都市が伝えたい情報が確実に市民に届くよう情報提供の方法の一層の工夫が必要となっています。また、情報が市民の市政やまちづくり活動への参加、協働のまちづくりに効果的にいかされるためには、一方的な情報提供だけでなく、対話を通じて、情報の背景にある課題なども含めて共有する取組を充実させることが必要です。

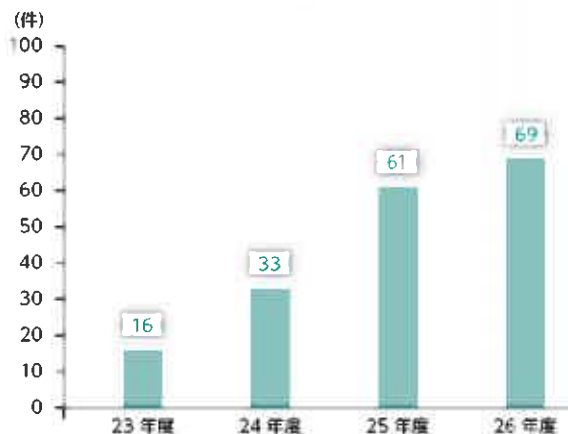
<スマートフォンアプリの例>



京都市子育てアプリ 「はぐくみアプリ」

子育て支援施策のほか、子育てイベント、子育て支援施設情報等を配信するスマートフォンアプリです。

京都市所管の Facebook ページ数及び Twitter アカウント数 (累計)



(4) 計画を着実に進めるための推進体制

① 成果

市民参加の取組を更に進めるため、市長を議長とする「市民参加推進会議」の開催など、関係部局間の情報の共有や連携を強化するとともに、附属機関「市民参加推進フォーラム」との協働により作成した「職員のための市民参加推進の手引き」の活用などにより、京都市の先進的な市民参加の取組やノウハウを継承してきました。また、区役所・支所等において、いきいき市民活動センターをはじめとする市民活動支援施設との日常的な連携が進んでいます。

さらに、ファシリテーション能力など、市民参加に必要な能力開発の研修を行うとともに、「京都市未来まちづくり100人委員会」や区役所・支所での「まちづくりカフェ事業」をはじめとする様々な協働型事業において市民と対話を重ねることにより、市職員の市民参加に関する意識や能力が向上しています。

② 課題

市民参加推進の制度や仕組みが一定整備された現状においては、それらを効果的に運用するための工夫が求められます。また、困難な社会課題への対応に取り組むためには、これまで以上に協働のまちづくりを推進していく必要があります。このため、市民参加や協働のまちづくりのノウハウや成果を組織的に蓄積・継承し、よりよい取組に発展させていくマネジメントの仕組みの充実と、市職員の企画やコーディネーターなどの能力開発を両輪で進めていくことが必要です。

第2章

第2期計画の中間評価



第3章 第2期計画改定版の考え方

近年、市民ニーズの複雑化・多様化が進むとともに、人口減少社会の進展などの新たな課題も顕在化しており、地域コミュニティやまちづくり活動の担い手の不足、行財政への影響などの幅広い問題を生じさせています。

第2期計画の改定に当たっては、これまでの成果と課題、社会情勢の変化等を踏まえ、協働型社会へのシフトを更に進めるために、附属機関「市民参加推進フォーラム」において議論を重ね、平成27年11月に「第2期市民参加推進計画改訂に当たっての提言書」が市長に提出されました。

提言書では、第2期計画が目指す未来像「参加と協働により、豊かで活力ある地域社会の実現」の下に、計画期間が終了する平成32年度までに実現を目指す地域社会の姿を新たに掲げることや、より多くの市民が市政やまちづくり活動に積極的に参加し、その成果が実り多きものとなるよう、情報共有と対話の推進、まちづくりを社会全体で支える仕組みの充実、市民参加推進のマネジメント体制の強化等に取り組むことなど、取組の重点化の方向性が示されています。

第2期計画改定版では、この提言内容を踏まえ、基本方針や施策の構成等を大幅に見直し、第2期計画の後半5年間で集中して取り組む施策を掲げています。

第2期計画改定版は、京都市が市民参加を推進するうえでの考え方や方向性、具体的な施策等を示したものであると同時に、この内容が市民の皆様に理解され、より積極的な市民参加につながることを目的としています。このため、市職員が「伝える」ことの大切さを一層認識し、「伝える力」を高め、市民の皆様に本計画の趣旨や内容を分かりやすくしっかりと伝えることが重要です。

目指す未来像

「参加と協働により、豊かで活力のある地域社会の実現」

第2期計画に掲げる未来像をより深化(進化)させるため、
5年後の地域社会の姿が、以下のようになることを目指します。

市民、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社、行政等のあらゆる主体が、まちづくりにおけるそれぞれの役割を積極的に果たすとともに、これまでの役割の範囲を越えて連携し、対等の立場で知恵と力を出し合う協働のまちづくりや、地域コミュニティの活性化が進み、その成果を市民が実感している。

このために



「市民との未来像・課題の共有」を新たな基本方針として掲げます。

基本方針1 市民との未来像・課題の共有

基本方針2 市民の市政への参加の推進

基本方針3 市民のまちづくり活動の活性化

「市民との未来像・課題の共有」を基本方針の基盤とし、3つの基本方針のもと、着実に計画を推進できる体制を整えながら、以下の視点を重視し、23の施策・取組を推進します。

重視する視点

①協働を推進するための対話の機会の充実、情報の共有

あらゆる主体が、様々な問題の背景にある課題をしっかりと共有し、共に進んでいくためには、市民と京都市をはじめ、あらゆる主体の対話の機会の充実や情報の共有が重要です。

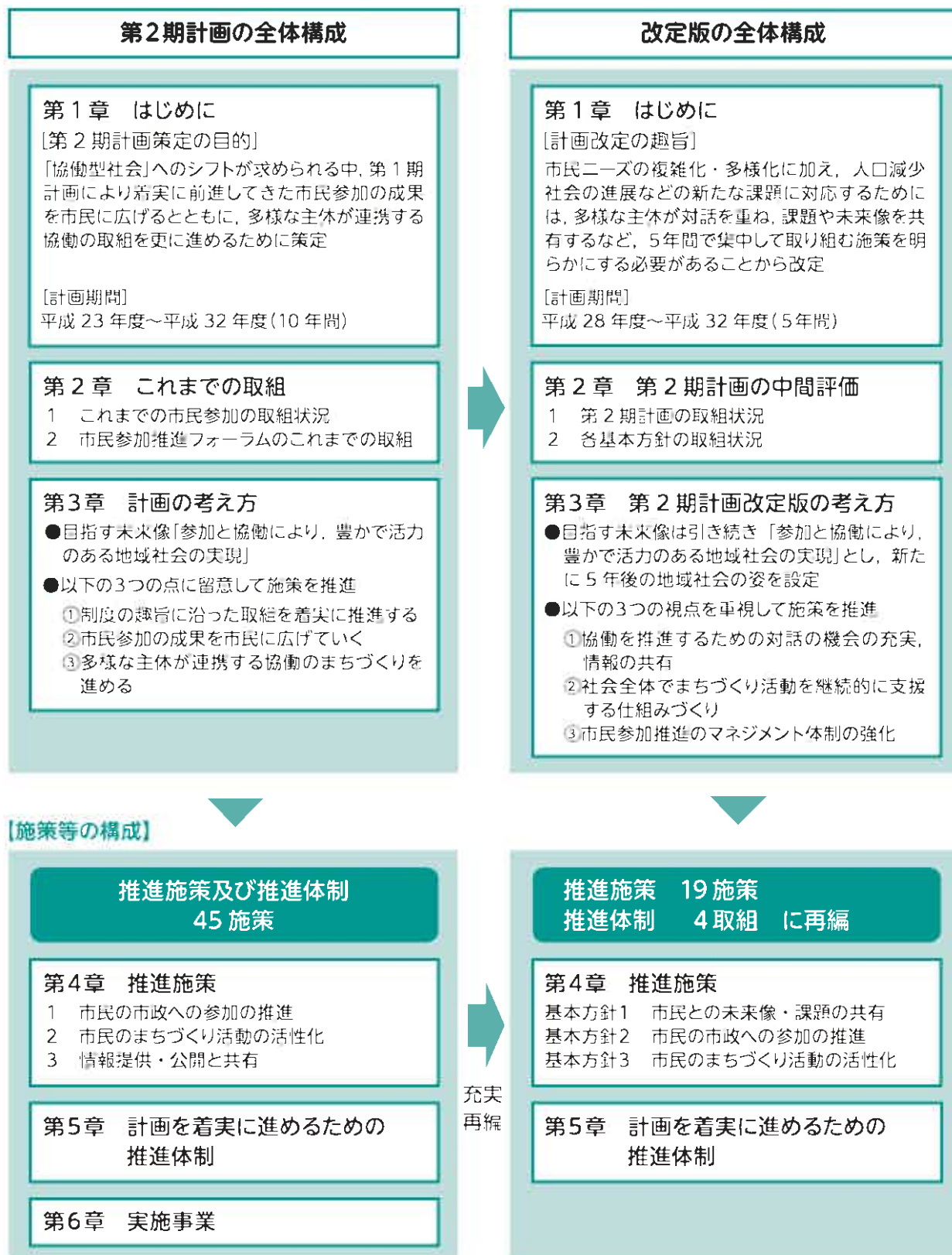
②社会全体でまちづくり活動を継続的に支援する仕組みづくり

市民のまちづくり活動の活性化のためには、市民の市政やまちづくりへの関心を一層高め、社会全体でまちづくり活動を支える機運の醸成や、活動を継続的に支援できる仕組みづくりが重要です。

③市民参加推進のマネジメント体制の強化

市民と京都市をはじめ、あらゆる主体の協働を更に進めるためには、京都市の市民参加推進のマネジメント体制の強化や、市職員の意識、能力の更なる向上が重要です。

第2期計画と改定版との全体構成の比較



第4章 推進施策

本章では、第3章に示した目指す未来像の実現に向けて、京都市が市民と共に市民参加を進めるために、今後5年間で取り組む19施策を3つの基本方針に分類し掲げています。

第4章 推進施策

基本方針1 市民との未来像・課題の共有・・・3施策

基本方針2 市民の市政への参加の推進・・・7施策

基本方針3 市民のまちづくり活動の活性化・・・9施策

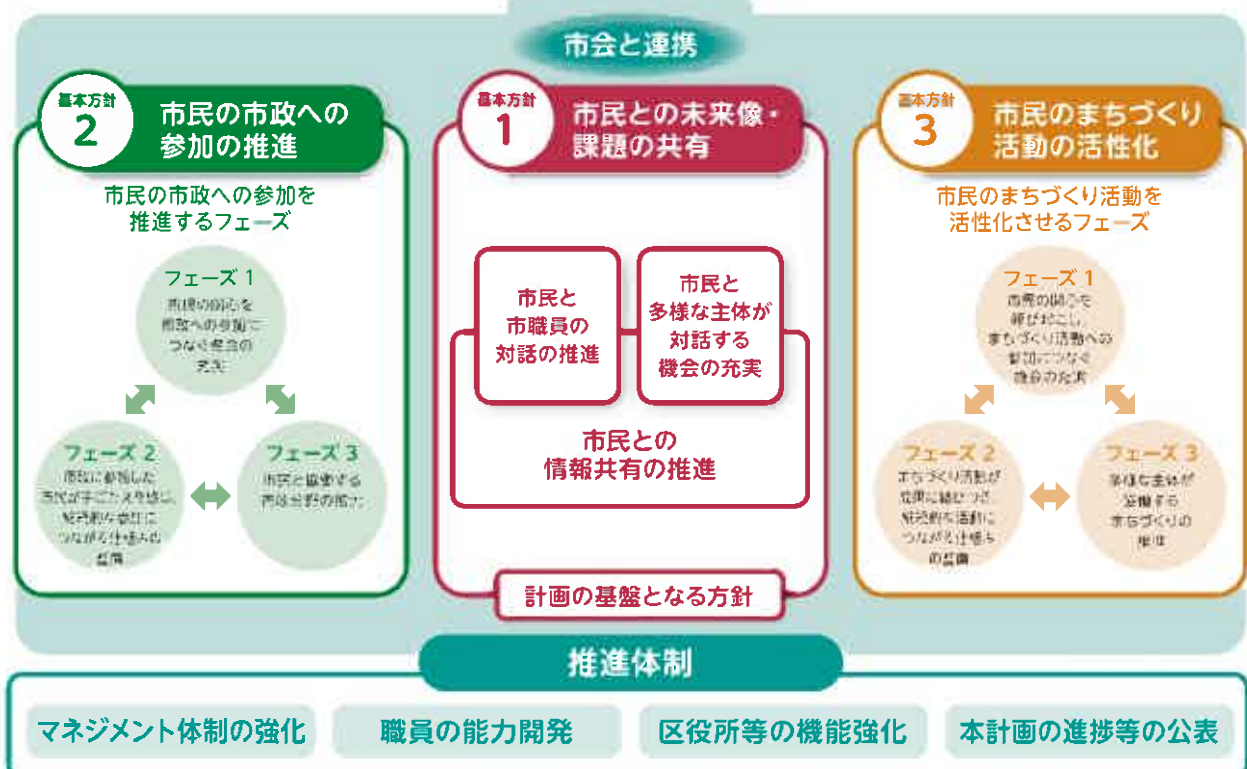
なお、これらの施策を進めるための推進体制については、第5章に記載しています。

第5章 計画を着実に進めるための推進体制・・・4取組

目指す未来像

『参加と協働により、豊かで活力のある地域社会の実現』

3つの基本方針で推進



第2期京都市市民参加推進計画 改定版の全体像

目指す

未来像

『参加と協働により、豊かで

活力のある地域社会の実現』

【5年後の地域社会の姿】

市民・地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学・学校、寺社・行政等のあらゆる主体が、まちづくりにおけるそれぞれの役割を積極的に果たすとともに、これまでの役割の範囲を越えて連携し、課題の立派で知恵と力を発揮し合う協働のまちづくりや、地域コミュニティ

主体が、まちづくりにおけるそれぞれの役割を積極的に果たすとともに、これまでの役割の範囲を越えて連携し、課題の立派で知恵と力を発揮し合う協働のまちづくりや、地域コミュニティ

3つの基本 方針で推進

市民と

連携

基本方針 2 市民の市政への参加の推進

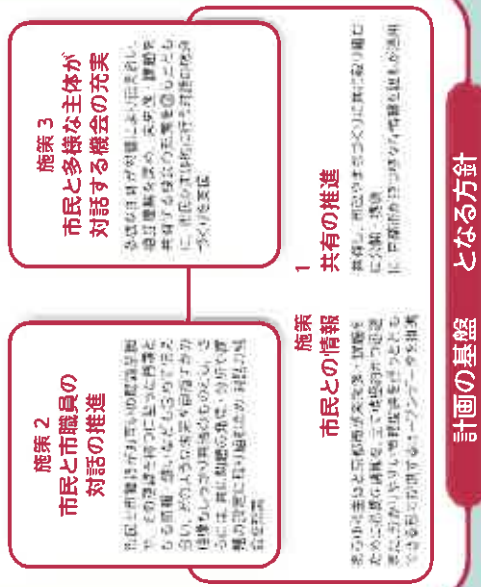
市民の市政への参加を推進するフェーズ(局面)



- フェーズ1**
 - 施策4 市民の市政への参加の推進
 - 施策5 市民の市政への参加の推進
 - 施策6 市民の市政への参加の推進
- フェーズ2**
 - 施策7 市民の市政への参加の推進
 - 施策8 市民の市政への参加の推進
- フェーズ3**
 - 施策9 市民の市政への参加の推進
 - 施策10 市民の市政への参加の推進

基本方針 1 市民との 未来像・課題の共有

市民・地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学・学校、寺社・行政等のあらゆる主体が、まちづくりにおけるそれぞれの役割を積極的に果たすとともに、これまでの役割の範囲を越えて連携し、課題の立派で知恵と力を発揮し合う協働のまちづくりや、地域コミュニティ



計画の基盤 となる方針

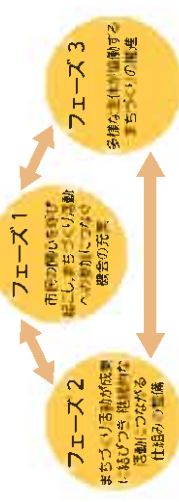
市民と多様な主体が 対話する機会の充実

取組 1: 各市区・各職場における市民参加推進のマネジメント体制の強化

取組 3: 区役所・支所の総合調整機能の強化

基本方針 3 市民のまちづくり活動の活性化

市民のまちづくり活動を活性化させるフェーズ(局面)



- フェーズ1**
 - 施策11 市民のまちづくり活動の活性化
 - 施策12 市民のまちづくり活動の活性化
 - 施策13 市民のまちづくり活動の活性化
- フェーズ2**
 - 施策14 市民のまちづくり活動の活性化
 - 施策15 市民のまちづくり活動の活性化
 - 施策16 市民のまちづくり活動の活性化
- フェーズ3**
 - 施策17 市民のまちづくり活動の活性化
 - 施策18 市民のまちづくり活動の活性化
 - 施策19 市民のまちづくり活動の活性化

取組 2: 職員の市民参加推進に対する意識の向上と能力開発の計画的な実施

取組 4: 市民参加推進計画の進捗状況や課題の公表

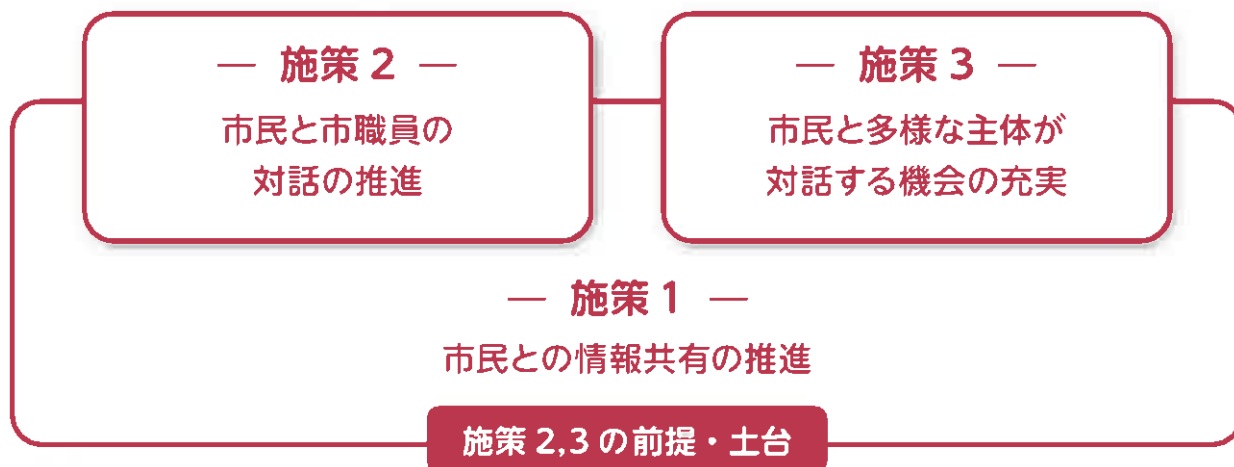
市民との未来像・課題の共有

京都市の市民参加を推進するためには、行政が徹底した市民目線に立って、市民が求める情報を公開するとともに、的確で分かりやすい市政情報を提供することが必要という考え方の下、これまでから、広報物やインターネット等の様々な方法での情報発信のほか、市政出前トークや区役所・支所での「まちづくりカフェ事業」など、市民と市職員、また市民同士の対話の機会づくりにも取り組んできました。

価値観や地域課題が多様化する中で、豊かで活力ある地域社会を実現するためには、「京都のまちに今どんな問題があるのか」、「目指したい未来はどんな姿か」、「その実現のために今取り組まなければならないことは何か」といった京都の未来像や課題を、あらゆる主体が対話をしながら、しっかりと共有し、市政やまちづくりを「ひとごと」ではなく、「自分ごと」、「みんなごと」と捉え、知恵と力を出し合うことが、ますます必要となっています。

このため、基本方針1は、積極的な情報共有と対話により、京都市の「伝える力」はもとより、市民と京都市や多様な主体間の「伝え合う関係」を一層深め、未来像と課題が共有されるよう、「市民との情報共有の推進」、「市民と市職員の対話の推進」、「市民と多様な主体が対話する機会の充実」の3つの施策を推進します。

基本方針1 3つの施策の関係性



施策1：市民との情報共有の推進

市民をはじめ、あらゆる主体と京都市が未来像・課題を共有し、市政やまちづくりに共に取り組むために必要な情報を、全て積極的かつ迅速にオープンにします。また、問題の理解や共有がより進み、解決に向けて対話や行動が活性化するよう、分かりやすい情報提供を行うとともに、京都市が持つ様々な情報を、まちづくりの推進につながる様々な用途の素材として誰もが活用できる形で提供するオープンデータの推進に取り組みます。

施策の 推進例

- 京都市が実施した調査のデータや、施策や事業の企画内容など、政策や方針決定の基となる情報の積極的な事前公表を実施。また、こうした情報をありのまま提供するだけでなく、分かりやすく数値化や図示化する、分析して解説をつけるなど、市民が普段の暮らしとの関わりや影響を想像しやすくなる説明方法の工夫を実施

- 市民しんぶん等の広報物や、ホームページ、SNS、スマートフォンアプリを活用するとともに、民間メディアと積極的に連携するなど、より多くの市民に届く多様な方法で市政やまちづくりの情報を発信

▶ 重点的な取組

新規 市政参加の情報とともに、広く京都のまちづくりに関する情報を発信するポータルサイトを開設し、SNSの活用なども併せ、情報発信を強化

- あらゆる主体が、京都市が保有する様々なデータを、京都のまちの現状把握や課題分析など、まちづくりの推進につながる様々な用途の素材として活用できるよう、オープンデータを推進

▶ 重点的な取組

新規 オープンデータの意義や目的、取組方針等を示すガイドラインを策定

新規 統計情報や観光関連情報をはじめとする行政情報を、利用しやすい形で公開するポータルサイトを開設

新規 オープンデータのニーズの把握や、データ活用の促進のために、市民や企業、団体等と意見交換を実施

用語解説

オープンデータとは

自治体が保有する様々な行政情報を誰もが利用しやすい形で公開することです。公開したデータの市民や企業、団体等での利活用を促進することにより、イノベーションの誘発や新たな価値の創出などが期待でき、市民と行政との協働の推進にも大きく貢献するものです。

京都市では、公共交通優先の「歩くまち・京都」における交通分野のオープンデータ化事業に取り組んでおり、また、国が所管する全市区町村の様々な統計データを表示するアプリケーション（次世代統計アプリ）等を公開しています。



施策2：市民と市職員の対話の推進

市民と京都市が情報共有を進め、未来像・課題を共有し、市政やまちづくりに共に取り組むためには、市民と市職員が対話により相互の理解を深めることが重要です。

市民と市職員がお互いの問題意識や、その意識を持つに至った背景となる情報・想いなども含めて伝え合い、どのような未来を目指すのかといった目標やそれぞれが果たすべき役割をしっかりと共通のものとし、さらには、共に問題の発見・分析や課題の設定に取り組むため、対話の機会の充実に取り組みます。

施策の 推進例

- 様々な計画の策定や新たな制度の検討など、政策や方針の検討過程において、ワークショップなど、市民と市職員が対話により意見交換するプログラムを実施
 - ▶ **重点的な取組**
 - 充実** 地域の課題やまちづくりの方向性を共有して取り組む地域別のビジョン・計画を、市民と区役所・支所が中心となって議論し、課題や方向性を共有したうえで、本庁関係部署等とも連携して策定
- 新たな問題発見や課題設定等を目的とした、市民と市職員の対話の機会を充実
- 「市政出前トーク」や制度の説明会など、市職員が市政情報を直接市民に伝える場において、説明だけではなく積極的に市民との意見交換を実施
- 市民同士が地域のまちづくりの問題の発見・分析や課題の設定に取り組む場に、市職員の積極的な参加を推進

施策3：市民と多様な主体が対話する機会の充実

市民一人ひとりの関心や問題意識は当然異なるため、多様な主体の協働による市政やまちづくりを推進するためには、市民同士、また、市民と地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社等が対話により伝え合い、相互の理解を深め、未来像・課題を共有する機会が必要です。

このため、多様な主体間の対話の機会の充実を図るとともに、市民が主体的に行う対話の機会づくりを支援します。

施策の 推進例

- 市民や地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社等の多様な主体が自由に参加し、地域の課題やまちづくりについて対話する機会を充実

▶ 重点的な取組

充実 まちづくりカフェ事業の全区への拡大

- 附属機関の会議や各種懇談会など、市政やまちづくりのテーマごとに開催する市民や多様な主体が参加する会議等において、それぞれの問題意識や、その意識を持つに至った背景・想いなども含めて共有できるよう、会議運営方法の工夫等を実施

▶ 重点的な取組

充実 各区で開催されている「区民まちづくり会議」において、地域課題への対応のアイデアをより創出できるよう開催手法を工夫するとともに、課題への対応の取組を地域と京都市が協働して実施

- 市民による主体的な対話の場の創出に対して、運営のアドバイスや会場の提供、情報発信、専門知識・ノウハウを持った協力者の紹介等の支援を実施

基本
方針

2

市民の市政への参加の推進

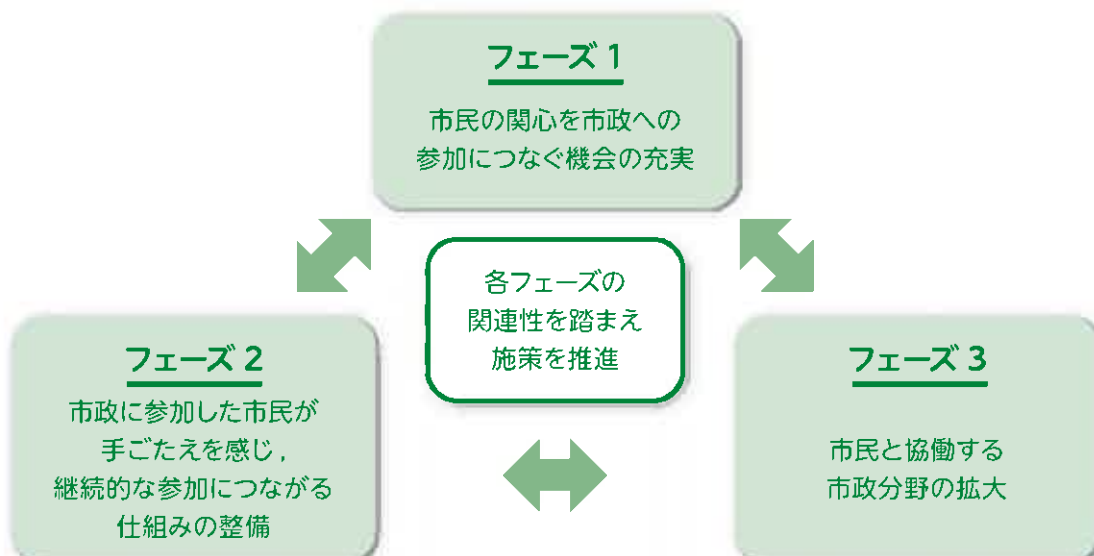
京都市はこれまで、市民の市政への関心を高めるため、市民しんぶん等の広報物のほか、SNSやメールマガジンなど様々な方法で、積極的に市政情報の発信を行ってきました。また、政策の形成・実施・評価といった市政運営のあらゆる過程に市民が参加する機会を設け、意見の反映に努めるとともに、その反映状況等を丁寧に公表するなど、市民の市政への参加を推進してきました。

今後は、市政に対して関心が薄い市民や、関心があっても参加に至らない市民の参加を一層進め、継続した参加につなげるとともに、市政において市民と京都市が協働する分野を更に拡大することで、市民の知恵と力がこれまで以上に市政運営にいかされる取組を進めます。

市民の市政への参加については、様々な段階や場面があり、その状況に応じて、主に3つのフェーズ（局面）があると考えます。

このフェーズごとに施策を分類して記載することにより、京都市の各部署が事業の中で市民の市政参加の機会を設ける際に、その目的を明確化し、より効果的な参加手法の検討・実施につなげていきます。

市民の市政への参加のフェーズ		市の施策のフェーズ
市政への関心が高まり参加する	▶	フェーズ1 市民の関心を市政への参加につなぐ 機会の充実(3施策)
市政への参加の手ごたえを感じ、 参加が継続する	▶	フェーズ2 市政に参加した市民が手ごたえを感じ、 継続的な参加につながる仕組みの整備 (2施策)
京都市と協働する分野や事業が広がる	▶	フェーズ3 市民と協働する市政分野の拡大(2施策)



第4章

推進施策
〔基本方針1〕
〔基本方針2〕

フェーズ
1

市民の関心を市政への参加につなぐ機会の充実

京都市では、市民の市政への関心を高め参加につながるよう、各種広報物や、ホームページ、SNS、メールマガジン、スマートフォンアプリ等による情報発信のほか、市政出前トークや各種説明会等の実施など、市政情報の提供を積極的に進めていますが、市民に必要な情報を的確に提供するためには、より一層の工夫を行い、京都市の「伝える力」を向上させる必要があります。

また、附属機関等の市民公募委員やパブリック・コメントなどの政策形成段階での参加をはじめ、事業の企画、実施の段階も含めた多様な参加の仕組みを整えていますが、市政に対して関心が薄い市民や、関心があっても参加に至らない市民の参加を進める必要があります。

以上のことから、市民の関心を市政への参加につなぐ機会を充実させる3つの施策を推進します。



施策4：市政やまちづくりを「自分ごと」、「みんなごと」と感じられる情報提供の工夫

より多くの市民が市政に参加するためには、市民が市政やまちづくりを「ひとごと」ではなく、「自分ごと」、「みんなごと」と感じ、市政に自分の知識、経験、専門性をどのようにいかせるのか、また、自分の意見がどのように市政に反映されるのかをイメージできることが必要です。このため、政策形成や決定の過程を最大限透明化するとともに、市政情報や市政への参加に関する情報の伝え方について、更なる工夫を行います。

施策の 推進例

- 附属機関等の非公開の会議など、内容を公開できない会議等についても、可能な限り議論の要旨等を公開
- 附属機関等の市民公募委員募集や、ワークショップの参加者募集など、市民の参加を募る場合には、市民に期待する役割、市民のどのような知識・経験等がいかせるのかなどを、分かりやすく提示
- 政策評価、事務事業評価をはじめとする行政評価制度等を活用し、政策や事業の評価結果等を分かりやすく公表
- 予算編成過程の積極的な公開や、施設における運営コストと使用料・税などの負担割合の掲出など、京都市の財政に関する情報について、透明化を図るとともに、分かりやすい方法で公表

施策5：市政への参加の仕組みのユニバーサルデザイン化の推進

市政への関心を持った市民を参加につなげるためには、参加の仕組みが十分に整えられていることが必要です。このため、市政に参加する機会を設ける際には、心身の状況、言語、家事、子育て、介護、仕事や学業など、市民一人ひとりの状況の違いを踏まえ、誰もが参加しやすいものとなる工夫を更に推進します。また、市政への関心はあっても参加したことがない市民に対する参加のきっかけづくりも推進します。

施策の 推進例

- 傍聴可能な会議や説明会、ワークショップ等において、子どもも一緒に参加できる工夫、休日など参加しやすい時間帯での開催、参加しやすい場所の工夫、通訳や要約筆記の整備、磁気誘導ループの使用等を推進
- シンポジウムや附属機関等の会議において、直接会場に行くことが難しい市民にも議論の内容が伝わるよう、インターネットを活用した動画配信等を実施
- 市政や市政参加の情報発信における文章について、UDフォントの使用や点字資料の作成、多言語化など、誰もが読みやすい工夫を実施
- 無作為抽出の手法を活用したアンケート・意見交換会の実施や、インターネットを活用したアンケート・意見聴取の機会の充実など、これまで参加したことがない市民に対する参加のきっかけづくりを推進

用語解説

「ユニバーサルデザイン（UD）」とは

年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性を超えて、最初から誰もが利用しやすいように、まちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を行っていくという考え方です。

「磁気誘導ループ」とは

難聴者の聞こえを支援する設備で、ループアンテナを輪のように這わせ音声磁場を作ることにより、周りの騒音・雑音に邪魔されずに、目的の音・声だけを正確に聴き取ることができるようにするものです。

京都市では、UD担当部署から各部署へ磁気誘導ループを貸し出すことにより、京都市が主催する会議や説明会等で、補聴設備の磁気誘導ループを使用できる環境を整備しています。

用語解説

「UDフォント」とは

小さくても画数が多くてもつぶれることのない目にやさしいフォントで、紛らわしい文字（「3と8」「5と6」など）が見分けやすいなどの特性があります。

この冊子も「UDフォント」を使用しています。

一般のゴシック

S 3 6

UDゴシック

S 3 6

施策6：子ども、大学生など若い世代の市政への参加の推進

若い世代の市民参加を一層推進するためには、子どものころから一人の市民として尊重され、社会活動への関わりなど、市民としての意識が醸成されることが重要です。このため、多様な主体と連携し、学び・育みの機会の充実に取り組むとともに、子どもも含めた若い世代がより市政に参加しやすくなる工夫を行います。また、「大学のまち・学生のまち京都」の特性をいかすため、大学と連携し大学生の市政への参加を一層促進します。

施策の 推進例

- 市政や社会活動に参加することの意義や選挙の仕組み等について、関係機関や関係団体と連携した授業を実施

▶ 重点的な取組

新規 選挙年齢が引き下げられることを踏まえ、本市独自の「政治的教養を育む教育学習指導案集（平成 27 年度作成）」の活用を通じ、小学校から高等学校まで発達段階に応じた体系的な取組を推進し、社会の形成者としての資質や能力を育成

- 若い世代のころから民主主義の担い手としての資質・能力を育むための教育（シティズンシップ教育）や啓発等を様々な機関等において実施

▶ 重点的な取組

新規 青少年活動センターによるシティズンシップ教育事業を実施

- 附属機関等の会議やワークショップ等における若者の参加促進や、京都市主催・共催事業における学生ボランティアの参加促進など、若い世代の市政参加を促進する仕組みを推進

- 大学コンソーシアム京都や各大学と連携し、市政参加の情報の大学生への積極的な広報を実施

- 子どもが市政や社会活動に参加することの重要性などについて、親世代への啓発を実施

フェーズ
2**市政に参加した市民が手ごたえを感じ、
継続的な参加につながる仕組みの整備**

市政への参加の効果をより高め、継続的な参加につなげるためには、その効果をしっかりと検証し、市民に分かりやすく伝え、市政に参加することの意義を感じ取っていただく必要があります。

これまでも、パブリック・コメントに寄せられた意見への対応状況の公開などに取り組んできましたが、市政に参加した市民の意見等がどう政策形成に影響したかなど、まだ十分に市民に伝えられていない状況もあります。

以上のことから、市民が市政に参加した手ごたえを感じ継続的な参加につながるよう、市政への参加の機会の整備と、市政参加の効果などを市民に分かりやすく伝える工夫を図る2つの施策を推進します。



施策7：市政運営のあらゆる過程における参加の機会の提供

複雑化・多様化する市民ニーズに対応するためには、政策の形成、実施、評価など市政運営のあらゆる過程において、市民の知恵と力がいかされる必要があります。このため、個々の施策や事業などにおいて、多様な手法で、また、市民の意見を十分反映できる適切なタイミングで、市民の参加の機会を設けます。

施策の 推進例

- 附属機関等の委員の市民公募、アンケート、パブリック・コメント、対話による意見聴取などの手法で、市政運営のあらゆる過程において、施策の対象となる当事者はもとより、広く市民の意見が市政に反映される機会を提供
- 政策の形成や事業の企画段階において、市民の問題意識やアイデアなどを取り入れるため、ワークショップなど対話の手法を積極的に活用
- パブリック・コメントについて、年末年始等の長期休日を挟む場合等の実施期間の工夫、対話型パブリック・コメントの実施など、より多くの方に意見をいただける工夫を一層推進
- 附属機関等については、原則、市民公募委員を選任するとともに、市民公募委員の一市民としての問題意識や意見はもとより、経験、知識等を最大限いかす運営を推進

用語解説

対話型パブリック・コメントとは

イベントや大学等の授業、施設等において、市職員等がパブリック・コメントの内容を直接説明し、対話をしながら意見を記入いただく手法。対話をしながら記入いただくことで、より深い意見をいただけるとともに、対象の計画等について、より理解を深めていただける効果が期待できます。

本計画改定の際のパブリック・コメントにおいても、大学の授業や「まちづくりカフェ」、まちづくり活動のイベントなどで、市職員等が直接説明を行い、多くの御意見をいただきました。

施策8：市民の手ごたえにつながる市政への参加の結果の公表

市民の市政への参加が継続的なものとなるためには、参加した市民が「次もまた参加しよう」という手ごたえを感じる事が重要です。このため、附属機関等での議論、パブリック・コメント、アンケート、ワークショップなど、市民が市政に参加したことや、そこで出された意見がどのように政策形成や施策の推進、事業の実施にいかされたかなど、効果も含めて結果を分かりやすく伝えます。

施策の 推進例

- パブリック・コメントやアンケート、ワークショップなど、市民意見を募集・聴取した際には、その反映状況等をホームページや広報物等を活用し公表

市民と協働する市政分野の拡大

京都市では、京都市基本計画や各区の基本計画等の様々な計画策定に際して、市民の意見を聴取するだけでなく、様々な手法で市民と「共に考える」取組を行ってきました。さらに、区役所・支所を中心に地域の課題に市民と「共に取り組む」事業を拡大するなど、協働による市政運営を積極的に進めてきました。

一方で、市民の価値観や地域課題が多様化する中で、市民ニーズにあった政策を形成・推進し、「豊かで活力のある地域社会」を実現するためには、より広い市政分野で、より多様な主体との協働を進める必要があります。

以上のことから、市民と協働する市政分野を拡大する2つの施策を推進します。

施策9：あらゆる市政分野での市民と京都市の知恵と力を最大限いかす協働の推進

あらゆる市政分野において、施策・事業を実施するにあたり、市民意見を反映させることはもちろんのこと、市民と京都市のお互いの知恵と力を最大限いかすことが重要です。そのため、先駆的な市民の活動と連携して新たな政策課題に取り組むことや、施策・事業がより効果的なものとなるよう、市民との協働で実施する方法に見直すなど、協働で取り組む施策・事業の一層の拡充に取り組めます。

施策の 推進例

- これまで行政が中心に行ってきた分野についても市民の知恵と力をいかす取組を推進

例1) 道路や公園等の公共施設の整備・補修・管理

▶ 重点的な取組

新規 スマートフォン等から道路等の損傷箇所を写真や位置情報を用いて投稿できるアプリケーションを活用し、市民との協働による迅速かつ的確な公共土木施設の維持管理を推進

例2) 住宅の耐震化等の普及活動

▶ 重点的な取組

充実 大工や左官、建築士など「まちの匠」と呼ばれる職人の方々と京都市が協働するネットワーク体制を構築し、木造住宅の耐震化の普及啓発や市民へのアドバイス等を実施

- 京都市がまだ取り組んでいない課題に対し、市民が先駆的に取り組んでいる活動について、協働した取組を推進

▶ 重点的な取組

新規 市民からまちづくりに関する取組提案を募集し、提案の実現に向けたコーディネートや協働の促進などを行うとともに、地域のまちづくり活動等にサポーターを派遣する「“みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）」の推進

- 特定のエリアの活性化や、多様な主体の知恵と力をいかした柔軟な事業運営が求められる場合などについて、市民、企業等の多様な主体と協議会や実行委員会等を設置し、協働した取組を推進

- 「上下水道モニター」など、施設見学や事業説明、意見交換会等を通じて、市民の知恵と力をいかした事業改善の取組を実施

施策10：市民とともに政策課題に取り組む協働型事業の充実

複雑化・多様化する市民ニーズに応えるとともに、人口減少社会の進展などの新たな問題に対応するためには、様々な政策における課題設定の段階から市民と共に考え、協働してその課題に取り組むことが重要です。

そのため、市民と京都市が、課題や目標の設定から課題の克服・目標の達成までを一連のものとして共に考え、共に取り組む事業の充実に取り組みます。

補足説明

施策9において、「あらゆる市政分野での市民と京都市の協働」を掲げていますが、その中でも、複雑化・多様化する市民ニーズに応えるためには、課題設定から克服までを一連のものとして協働する事業が特に重要であることから、その取組を施策10で別に取り上げています。

施策の 推進例

- 市民と京都市が、課題や目標の設定から課題の克服・目標の達成までを一連のものとして協働して行う事業を、地域に身近な区役所・支所での事業はもとより、様々な市政分野において実施

▶ 重点的な取組

新規 市民からまちづくりに関する取組提案を募集し、提案の実現に向けたコーディネートや協働の促進などを行うとともに、地域のまちづくり活動等にサポーターを派遣する「“みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）」の推進（再掲）

充実 地域の課題やまちづくりの方向性を共有して取り組む地域別のビジョン・計画を、市民と区役所・支所が中心となって議論し、課題や方向性を共有したうえで、本庁関係部署等とも連携して策定（再掲）

充実 各区で開催されている「区民まちづくり会議」において、地域課題への対応のアイデアをより創出できるよう開催手法を工夫するとともに、課題への対応の取組を地域と京都市が協働して実施（再掲）

基本
方針

3

市民のまちづくり活動の活性化

まちづくりの主役は一人ひとりの市民です。京都市は、「豊かで活力のある地域社会」を実現するために、市民の主体的なまちづくり活動について、これを尊重し、必要な支援を行う責務があります。

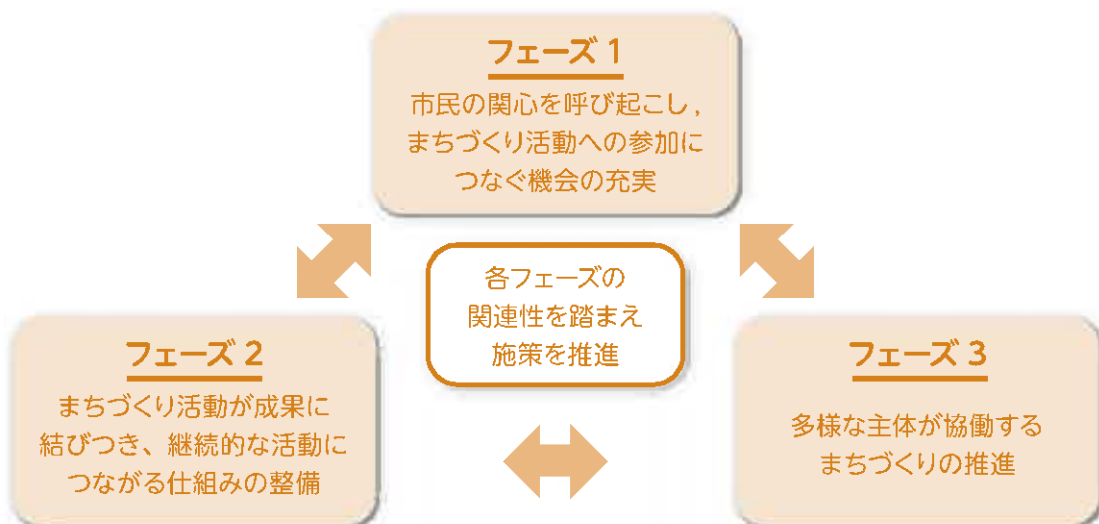
京都市ではこれまで、いきいき市民活動センターなど活動支援拠点の整備、区役所・支所をはじめとするまちづくり活動支援事業の充実、地域コミュニティ活性化の取組などを進め、多様な主体によるまちづくり活動を支援してきました。

今後は、市民主体による様々な問題解決をこれまで以上に進めるため、市民のまちづくりへの関心を一層高め、社会全体でまちづくり活動を支える機運の醸成や、活動を継続的に支援できる仕組みづくりに重点的に取り組めます。

市民のまちづくり活動については、様々な段階や場面があり、その状況に応じて、主に3つのフェーズ（局面）があると考えます。

このフェーズごとに施策を分類して記載することにより、京都市の各部署がまちづくり活動への支援を行う際に、その目的を明確化し、より効果的な手法の検討・実施につなげていきます。

市民のまちづくり活動のフェーズ		市の施策のフェーズ
まちづくり活動への関心が高まり、参加する	▶	フェーズ1 市民の関心を引き起こし、まちづくり活動への参加につなぐ機会の充実（3施策）
まちづくり活動が成果を挙げ、継続的に活動する	▶	フェーズ2 まちづくり活動が成果に結びつき、継続的な活動につながる仕組みの整備（4施策）
多様な主体と協働する	▶	フェーズ3 多様な主体が協働するまちづくりの推進（2施策）



フェーズ
1

市民の関心を呼び起こし、 まちづくり活動への参加につなぐ機会の充実

これまで市民しんぶん等の広報物や「自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」などにより、まちづくりに関する情報や事例、相談窓口などの周知に取り組んできました。また、区役所・支所や市民活動支援施設等においても、市民からのまちづくりに関する相談に応じるとともに、区役所・支所での「まちづくりカフェ事業」など、市民同士の交流を通じてまちづくり活動に参加するきっかけをつくる取組も積極的に行ってきました。

一方、まちづくり活動に参加する市民はまだ限られており、活動の認知度も高くなく、活動の担い手も不足している状況があります。今後、より多くの市民が、まちづくりを「ひとごと」ではなく、「自分ごと」、「みんなごと」と捉え、関心を持ち、行動する状況を生み出すことが必要です。

以上のことから、市民の関心を呼び起こし、まちづくり活動への参加につなぐ機会を充実させる3つの施策を推進します。



施策11：市民のまちづくり活動が多く市民にとって「自分ごと」、「みんなごと」となる 情報発信の支援

市民のまちづくり活動が、活動に参加していない市民にとっても身近に感じられ、「ひとごと」ではなく、「自分ごと」、「みんなごと」となるためには、まちづくり活動の担い手による主体的で分かりやすい情報発信が重要です。このため、まちづくり活動の情報収集・蓄積を進め、活動の担い手による活動の意義・内容等の情報発信がより効果的なものとなるよう支援します。

施策の 推進例

- 活動紹介のパンフレット・チラシづくりや、インターネットの活用など、効果的に活動情報を発信するための知識、技術、コツなどを市民が学ぶ機会を提供
- 印刷物、インターネット、テレビ・ラジオ番組など、京都市の様々な広報手段を活用し、市民がまちづくり活動について、その意義や内容、想いなどを発信できる機会を提供

▶ 重点的な取組

新規 市政参加の情報とともに、広く京都のまちづくりに関する情報を発信するポータルサイトを開設し、SNSの活用なども併せ、情報発信を強化（再掲）

- 自治会・町内会やNPO、その他のまちづくり活動について、ホームページでの紹介や活動報告会の実施などにより、個々の活動内容をより詳細に市民に伝える取組を実施

施策 12：市民が気軽に参加できる「まちづくり活動への入口」となる機会づくりの推進

より多くの市民がまちづくり活動に積極的に参加するためには、その意義や楽しさが感じられることが必要です。このため、学生等の若い世代など、まちづくり活動に馴染みの薄い市民も含め、多くの市民が気軽に参加でき、まちづくりの情報収集や意見交換ができる機会の充実に取り組みます。

施策の 推進例

- 「まちづくりカフェ事業」や「まちづくり講座」など、市民がまちづくりについて情報収集や意見交換できる機会を設けるとともに、より幅広い市民が参加しやすくなるよう、初めての参加者でも充実感が得られるテーマの選定や、運営方法、開催場所、日時設定などの工夫を実施

▶ 重点的な取組

充実 まちづくりカフェ事業の全区への拡大（再掲）

- 市民がボランティア活動やまちづくり活動を始めようとする際に必要となる情報（参加できる活動、利用できる施設・制度、相談先等）を各窓口で適切に提供するほか、ホームページや広報物等で分かりやすく発信。また、ボランティアやまちづくり活動等の経験者への積極的な情報提供を実施

▶ 重点的な取組

新規 市政参加の情報とともに、広く京都のまちづくりに関する情報を発信するポータルサイトを開設し、SNSの活用なども併せ、情報発信を強化（再掲）

施策13：市民がまちづくり活動に積極的に取り組める企業啓発や社会環境づくりの推進

企業や事業者がまちづくり活動の意義を理解し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進の一環として、従業員が活動に参加しやすい環境を整えることが必要です。このため、従業員のまちづくり活動への支援を行う企業・団体や、地域コミュニティの活性化に寄与する企業・団体を表彰するなど、まちづくり活動の社会的意義の周知・啓発や社会環境づくりを推進します。

**施策の
推進例**

- 地域のまちづくり活動に対し、施設・資機材・様々なノウハウ等の提供や従業員の参加など、まちづくり活動等への支援を行っている企業等を表彰し、広く普及啓発を実施
- 従業員が地域のまちづくり活動やボランティア活動等に積極的に取り組めるよう、休暇制度の整備など従業員への配慮・推奨など「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に積極的に取り組む企業等への支援や表彰を行い、広く普及啓発を実施

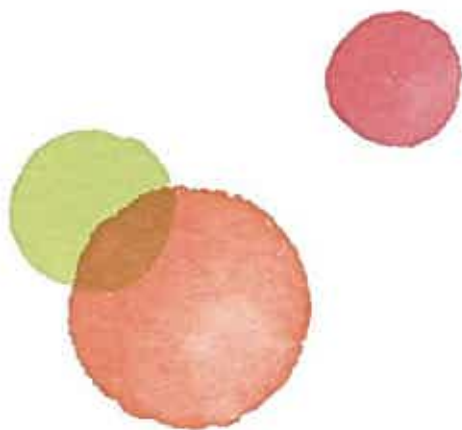
フェーズ
2

まちづくり活動が成果に結びつき、 継続的な活動につながる仕組みの整備

京都市では、これまでから、まちづくりに関する各種講座や、まちづくり活動への資金助成など、市民のまちづくり活動の成果や継続性を高めるための様々な取組を行ってきました。

しかし、まだ多くの活動が担い手・協力者、情報、資金などの資源の継続的な確保に苦慮しています。個々のまちづくり活動が成果を高め、発展的に持続性のあるものとなるためには、こうした資源の確保がスムーズに行われることが重要であり、そのための仕組みの整備やネットワークの構築、機運の醸成などに取り組む必要があります。

以上のことから、まちづくり活動が成果に結びつき、継続的な活動につながる仕組みを整備する4つの施策を推進します。



施策14：市民のまちづくり活動に必要な資源をコーディネートする機能の充実

市民のまちづくり活動が着実に成果に結びつき、継続的な活動となるためには、まちづくり活動の担い手が状況に応じて、協力者、情報、資金などの必要な資源を得ることが必要です。このため、様々な機関や団体との連携により、市民のまちづくり活動に必要な資源をコーディネートする機能の充実に取り組みます。

施策の 推進例

- まちづくり活動に対して、助成金等による資金支援のほか、様々な知識・ノウハウを学ぶ講座の実施、専門家の派遣など、目的に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、それらの情報を一覧にするなど、分かりやすく発信
- 区役所・支所と市民活動支援施設、NPO、大学、民間事業者等との連携を促進し、効果的なまちづくり活動支援を実施
- まちづくり活動を支援できる能力・技能を有する市民等の情報を収集し、その力をいかす仕組みづくりを推進

▶ 重点的な取組

新規 市民からまちづくりに関する取組提案を募集し、提案の実現に向けたコーディネートや協働の促進などを行うとともに、地域のまちづくり活動等にサポーターを派遣する「“みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）」の推進（再掲）

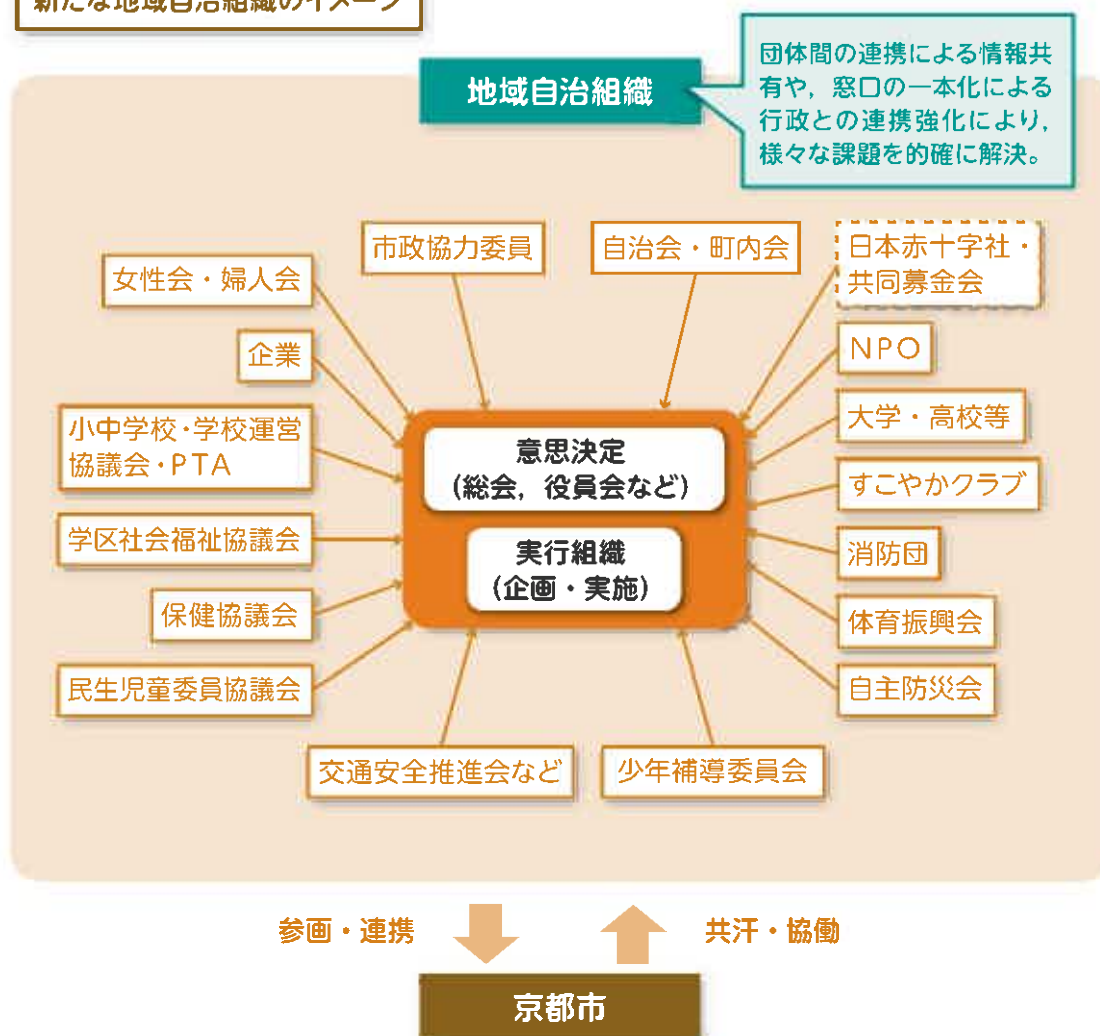
施策 15：地域力の一層の向上を図る地域コミュニティ活性化の取組の充実

地域による主体的な問題解決を一層進めるためには、自治会・町内会などの地域の住民組織をはじめ多様な主体が協働し、地域の課題に継続的に取り組むことが必要です。このため、新たな担い手の創出・育成や次世代への円滑な引き継ぎなど、地域力の一層の向上のため、様々な視点から、それぞれの地域特性に応じた地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めます。

施策の 推進例

- 地域内の様々な団体等で構成する新たな地域自治組織の在り方を検討するため、モデル学区を選定し、運営サポートや活動助成により、学区の特性に合わせた取組を支援することで、活性化効果を検証

新たな地域自治組織のイメージ



- 地域の住民組織や大学、NPO等と連携し、学生など若い世代を対象とした地域活動への参加の機会づくりや、大学や学生が地域と一体となって行うまちづくりや地域活性化の取組を推進
- 若い世代や企業等の従業員などを対象とした、地域活動への参加意欲の向上や担い手育成につながる講座等を実施
- 地域の住民組織や様々な機関・団体と連携した、自治会・町内会などの地域の住民組織への加入促進の取組を実施

▶ 重点的な取組

新規 住宅事業者が引っ越しや新たに住宅・マンションの購入・賃借を検討されている方に対して地域の取組を説明し、自治会・町内会への加入啓発を行うことなどを内容とした協定を、京都市と事業者との間で締結

新規 自治会設立の計画や地域活動を積極的に行っているマンション等を京都市が認定する制度を創設

- 市民や地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社等の多様な主体が自由に参加し、地域の課題やまちづくりについて対話する機会を充実（再掲）

▶ 重点的な取組

充実 まちづくりカフェ事業の全区への拡大（再掲）

施策 16：市民のまちづくり活動を社会全体で支える機運の醸成と仕組みの充実

市民のまちづくり活動が継続し発展するためには、行政の支援だけではなく、社会全体で活動を支える機運と行動が広がることが必要です。このため、市民のまちづくり活動に対して、活動に参加していない市民や企業等からも寄付やボランティア協力など様々な資源の提供が積極的に行われるよう、機運の醸成と仕組みの充実に取り組みます。

施策の 推進例

- 自治会・町内会やNPO、その他のまちづくり活動について、ホームページでの紹介や活動報告会の実施などにより、個々の活動内容をより詳細に市民に伝える取組を実施（再掲）
- 寄付を通じたまちづくり活動への参加を推進するための普及・啓発活動や、クラウドファンディングの事業者と連携したまちづくり活動の支援事業等を実施
- 大学や民間事業者等が持つ人的、知的及び物的資源をまちづくりにいかすため、まちづくり活動の担い手とのマッチングを図る事業やコーディネート等を実施

▶ 重点的な取組

充実 大学や民間事業者等と地域のまちづくり等に関する協定の締結を推進

- まちづくり活動を支援できる能力・技能を有する市民等の情報を収集し、その力をいかす仕組みづくりを推進（再掲）

▶ 重点的な取組

新規 市民からまちづくりに関する取組提案を募集し、提案の実現に向けたコーディネートや協働の促進などを行うとともに、地域のまちづくり活動等にサポーターを派遣する「“みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）」の推進（再掲）

用語解説

「クラウドファンディング」とは

群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。製品・サービスの開発，アイデアの実現などの「ある目的」のために，主にインターネットを通じて不特定多数の人から資金の出資や協力を募ることで，近年，これを仲介する事業者が増えつつあります。

コラム

近年，従来の労働力を提供するボランティア活動と異なり，社会的・公共的な目的のために，職業上のスキルや専門的知識を生かしたノウハウを提供するボランティア活動という考え方が広まり，実際に活動する方（プロボノワーカー）が増えています。

プロボノとはラテン語の pro bono publico（公共善のためにする）の略

施策 17：ソーシャルイノベーションの活性化

社会課題への対応や地域の活性化を推進するためには、ビジネスの手法を活用するソーシャルビジネスの一層の拡大が必要です。また、事業者が「四方良し」（「売り手良し」、「買い手良し」、「世間良し」、「未来良し」）を意識して取組を進めることで、更なる社会課題の発生を防ぎ、結果として社会課題への対応や地域の活性化につながります。

これらの事業者の情報発信、ネットワークづくり、起業支援などにより、ソーシャルイノベーションの活性化に取り組みます。

施策の 推進例

- ビジネスの手法で様々な社会課題への対応に取り組む企業に対し、認定制度の運用による社会的信用の付与や産学官金の連携による各種サポートを実施
- 民間事業者と協働し、社会起業家を育成する塾などの講座を運営するとともに、これらの事業者と連携してイベントなどの事業を実施
- 高校生や大学生に対して、ソーシャルイノベーションに関する教育や啓発を実施

用語解説

「ソーシャルビジネス」とは

継続的に収益を確保しつつ、まちづくりや商店街の振興、高齢者対策や子育て支援、環境保護対策など様々な社会課題に対応していこうとする事業のことを言います。

「ソーシャルイノベーション」とは

社会課題への対応に取り組むビジネス（ソーシャルビジネス）を通して、新しい社会的価値を創出し、経済的・社会的成果をもたらす革新のことを言います。

コラム

京都市では、ソーシャルビジネスに取り組む企業やそれらを応援する人々が京都に集い、京都から日本の未来を切り拓く「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」を提唱しています。

本構想を推進するために、下支え組織であるソーシャルイノベーション研究所を設置し、全国初の「ソーシャル・イノベーション・サミット」を開催するなど、様々な事業を展開しています。

また、京都市の社会事業者の方々を中心に構成された「ソーシャルプロダクトを普及させる会」の調査（※）によれば、京都市内でソーシャルビジネスに取り組む事業者が増えています。

（※）この調査を基に、より良い社会づくりに貢献する製品を販売する事業者を紹介する「京都市ソーシャルプロダクトマップ」が平成27年3月に作られました。



京都市では、これまでに「京都市未来まちづくり100人委員会」や区役所・支所での「まちづくりカフェ事業」、「学まちコラボ事業」、「地域団体とNPO法人の連携促進事業」など、まちづくりにおいて多様な主体の協働を促進する事業を行ってきました。また、市民活動総合センターやいきいき市民活動センターなどの市民活動支援施設等においても、協働の機会づくりに取り組んでいます。

市民ニーズが多様化している現在、個々の課題も複雑化しており、まちづくり活動において課題を克服するためには、多様な主体が知恵と力を合わせて協働して取り組むことが、これまで以上に必要となっています。

以上のことから、多様な主体が協働するまちづくりを進める2つの施策を推進します。

施策18：フューチャーセンター機能など、多様な主体の協働を促進する機会づくりや仕組みの充実

市民のまちづくり活動においては、市民、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社等の多様な主体が協働し、それぞれの知恵と力を出し合うことで、成果につながり、また、より大きな目標を掲げた活動に発展することなどが期待されます。

このため、市民活動支援に取り組むNPOなど様々な機関や団体と連携し、フューチャーセンターの機能など、多様な主体の協働を促進するとともに、協働した取組を前進させる機会づくりや仕組みの充実に取り組みます。

施策の 推進例

- 市民や地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社等の多様な主体が自由に参加し、地域の課題やまちづくりについて対話する機会を充実（再掲）

▶ 重点的な取組

充実 まちづくりカフェ事業の全区への拡大（再掲）

- 市民による主体的な対話の場の創出に対して、運営のアドバイスや会場の提供、情報発信、専門知識・ノウハウを持った協力者の紹介等の支援を実施（再掲）

- 「地域の住民組織とNPO」、「地域の住民組織と大学・学生」、「NPOと大学・学生」の連携促進など、個々の連携をより密にし、継続的な連携につなげる事業を推進

- まちづくり活動支援に取り組むNPOや様々な団体、機関と連携し、それぞれの強みをいかした協働のまちづくりの取組を支える仕組みづくりを推進

▶ 重点的な取組

新規 市民からまちづくりに関する取組提案を募集し、提案の実現に向けたコーディネートや協働の促進などを行うとともに、地域のまちづくり活動等にサポーターを派遣する「“みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）」の推進（再掲）

- 大学や学生が地域と一体となって行うまちづくりや地域活性化の取組を一層推進するなど、大学を核とした地域連携を推進

用語解説

「フューチャーセンター」とは

多様な主体が集まり、未来志向で対話し、地域や組織の問題解決の方法を検討し、更にその実現をサポートしていく機能を有する施設や仕組みのことで、企業や自治体などに広がりつつあります。

京都市は、フューチャーセンター機能を持つ施策や事業を充実させるとともに、区役所・支所での「まちづくりカフェ事業」などの対話促進事業と「“みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）」などの活動支援事業を有機的に連携させることにより、京都市全体がフューチャーセンターとして機能するよう取組を進めます。



施策19：多様な主体の協働のまちづくり活動を支える「伴走型支援」の実施

多様な主体が協働するまちづくり活動には、異なる想いや組織文化を持つ主体同士が連携することの難しさも伴います。これを、着実に成果に結びつけるためには、多様な主体がつながる機会の提供だけにとどまらず、協働した取組の進捗状況等を見守り、必要に応じて調整や助言を行うなど、継続的なコーディネートや支援が重要となります。

このため、協働のまちづくり活動に伴走しながら、適宜必要な支援等を行う「伴走型支援」を実現するため、様々な機関や団体等と連携した仕組みの整備に取り組みます。

施策の 推進例

- まちづくり活動支援に取り組むNPOや様々な団体、機関と連携し、それぞれの強みをいかした協働のまちづくりの取組を支える仕組みづくりを推進（再掲）

▶ 重点的な取組

新規 市民からまちづくりに関する取組提案を募集し、提案の実現に向けたコーディネートや協働の促進などを行うとともに、地域のまちづくり活動等にサポーターを派遣する「“みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）」の推進（再掲）

- 区役所・支所と市民活動支援施設、NPO、大学、民間事業者等との連携を促進し、効果的なまちづくり活動支援を実施（再掲）
- 区役所・支所と地域や学校等とのパイプ役であるまちづくりアドバイザー、子ども育みサポーター（教育委員会首席社会教育主事）等の専門性や、福祉的支援が必要な方に、地域や福祉の専門機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける地域あんしん支援員等の取組等もいかし、学校・PTA・学校運営協議会、自治会・町内会、学区社会福祉協議会・民生児童委員協議会などの地域福祉組織のネットワークを強め、地域のまちづくりを推進

第5章 計画を着実に進めるための推進体制

市民参加推進計画に掲げる施策を進めるためには、それぞれの部署、また職員一人ひとりが、市民参加の必要性や意義を十分に理解し、常に意識するとともに、京都市市民参加推進条例の基本理念に基づき、市会との連携を十分に図りながら、施策や事業を推進する必要があります。

京都市では、市長を議長とし、各局区等の長が委員となる市民参加推進会議を設置し、情報の共有や方針の徹底を行うなど、庁内横断的な市民参加の推進体制を整えていますが、今後は各局区等の市民参加に関するマネジメントを一層強化するとともに、職員の市民参加に関する意識や能力を高め、各職場レベルにおいて、市民参加を一層推進する体制を整えていきます。また、市民主体のまちづくりを進めるために、地域に身近な区役所・支所の更なる機能強化に取り組みます。

市会と市民参加推進の関係

市民参加推進条例の前文において、「本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民の市政への参加と市民による自主的なまちづくりについて、これらを市政運営の基本原則とし、基本理念を定める」ことがうたわれており、同条例第2条において、基本理念として、「市長その他の本市の行政機関は、市民参加の推進に当たっては、市会の権限及び役割を尊重しなければならない」ことが規定されています。

取組1：各局区・各職場における市民参加推進のマネジメント体制の強化

市民参加を推進するための全庁体制である「市民参加推進会議」の開催等に加え、一層効果的かつ持続的な市民参加の推進を図るため、各局区における市民参加推進のマネジメントを強化するとともに、事業のノウハウ蓄積や市民とのネットワークの継承に組織的に取り組むなど、職場単位の取組を充実します。

取組例

- 毎年度、各局区等の運営方針に市民参加の観点を記載し、職員及び市民に各局区等の市民参加に関する方針を明示し、実行
- 各職場レベルでの市民参加推進の意識や能力を高めるために、市民参加推進を担う職員を各局区等に配置
- 市民参加に関する知識、ノウハウ、成功例等の手引きや事例集等を作成し、全職員で共有

取組2：職員の市民参加推進に対する意識の向上と能力開発の計画的な実施

職員が市民参加推進に積極的に取り組めるよう、意識の向上を図り、必要な技術・能力を開発するため、体系立てた研修の実施や、自己研鑽の支援、実践経験を積む機会の充実などに取り組みます。また、一市民として地域のまちづくり活動に積極的に参加する職員が増えており、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現を更に推進するうえでも、こうした職員の活動を推奨するとともに、まちづくりに関する知識や経験をいかした職員配置などに取り組みます。

取組例

- 全ての職員を対象とした、市民参加に関する体系立てた職員研修を実施
- 京都市の研修や民間プログラムの活用などにより、職員が市民との協働を進めるうえで特に必要となる「伝える力」、「聴き、読み取る力」、「伝え合う関係づくり」などの能力開発のほか、コーディネート・ファシリテーションの技術や、まちづくりに関する知識などを習得する機会を充実
- 地域のまちづくり活動に積極的に参加するなど、「真のワーク・ライフ・バランス」を実践している職員の顕彰や、その活動で得た知識や経験をいかした職員配置を実施
- 官民協働のプロジェクトに参加する職員を庁内公募するなど、市民との協働の実践経験につながる機会を充実

取組3：区役所・支所の総合調整機能の強化

区役所・支所については、これまでから、権限強化や体制整備など様々な改革に取り組み、市民と共にまちづくりを積極的に推進してきました。今後、区民主体のまちづくりを更に進めるため、庁内各部署、地域の行政機関、様々な団体や人との連携やネットワークづくりを更に進め、総合調整機能の強化に取り組みます。

取組例

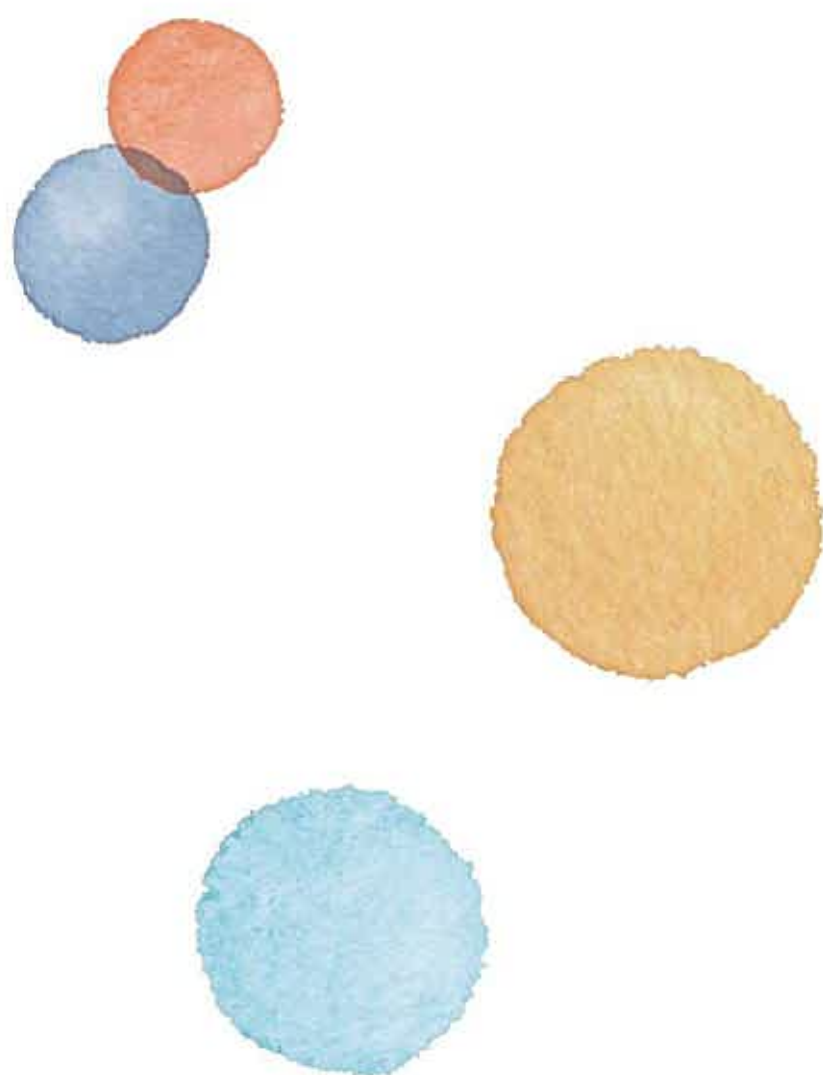
- 区役所・支所と地域や学校等とのパイプ役であるまちづくりアドバイザー、子ども育みサポーター（教育委員会首席社会教育主事）等の専門性や、福祉的支援が必要な方に、地域や福祉の専門機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける地域あんしん支援員等の取組等もいかし、学校・PTA・学校運営協議会、自治会・町内会、学区社会福祉協議会・民生児童委員協議会などの地域福祉組織のネットワークを強め、地域のまちづくりを推進（再掲）
- 地域コミュニティの活性化をはじめ、空き家やいわゆるごみ屋敷対策など、これまでの行政の枠組だけでは解決できない地域の課題に対して、区役所が本庁関係部署や関係機関等と連携しながら、これまで以上に市民、NPO等との協働を深め、積極的に対応
- 区役所・支所の独自性が発揮できる業務について、組織、職員定数及び予算要求に係る区長権限を強化するなど、地域の問題解決に向けた区役所・支所の体制を強化
- 区長が総合調整機能を十分に発揮し、区役所機能を更に強化するため、また、区民主体のまちづくりを一層戦略的に進めるために、各区役所等における企画体制を充実

取組4：市民参加推進計画の進捗状況や課題の公表

市政運営における市民参加の効果や市民のまちづくり活動の活性化の状況などを、市民が実感できるよう、より分かりやすい方法で市民参加推進計画の進捗状況や課題を公表します。

取組例

- 市民参加推進計画の進捗状況を、毎年市会に報告するとともに、ホームページ等で公表
- 附属機関「市民参加推進フォーラム」において、計画推進に関する成果や課題等を分析し、数値を用いるなど分かりやすい形でホームページ等で公表



資料

市民参加推進フォーラムからの提言(経緯及び概要)

提言提出までの経緯	・・・・・・・・・・ 58
提言の概要	・・・・・・・・・・ 60

「第2期京都市市民参加推進計画改定版骨子」に対する 市民意見の募集結果	・・・・・・・・・・ 62
--	---------------

これまでの市民参加推進の主な取組	・・・・・・・・・・ 68
------------------	---------------

京都市市民参加推進条例	・・・・・・・・・・ 70
-------------	---------------

市民参加推進フォーラムからの提言(経緯及び概要)

提言提出までの経緯

◇市民参加推進フォーラムの取組

「京都市市民参加推進フォーラム」は、市民参加のあり方や手法などについて京都市に意見や提案を行うとともに、市民と行政との協働を推進するため、平成 14 年 8 月に設置した京都市の附属機関であり、学識者等の有識者と市民公募委員で構成しています(定数15名)。

これまでに、全体会議や部会での議論のほかに、本市の附属機関等に在籍する市民公募委員の交流を図る「市民公募委員サロン」や、まちづくり活動を行っている市民が集まって議論を交わす「市民参加円卓会議」などの開催に取り組むとともに、第1期市民参加推進計画の見直しや第2期市民参加推進計画の策定に際して提言書を提出しています。

また、第2期計画策定後には、市民参加の必要性や市民参加を推進するための心構え、ノウハウ、コツなどについて解説した市民参加推進の手引書「職員のための市民参加の推進の手引き」の作成(平成 24 年 5 月)、まちづくり活動を担う市民相互の協働を円滑にするためのヒント等を解説した手引書「協働がおいしくなる Kyo のレシピ帳」の作成(平成 26 年 7 月)などにも取り組みました。



フォーラム会議の様子



フォーラム委員による自主勉強会の様子

◇本市への提言書の提出

同フォーラムでは、「第2期京都市市民参加推進計画」の改定を行うため、平成26年度から平成27年度にかけて、8回の全体会議と9回の部会、6回の自主勉強会を開催し、同計画の成果や課題及び今後の対応策等を議論しました。

さらに、市民から広く意見を聴くため以下の取組を実施し、議論を深めました。

「市民参加円卓会議」

(平成 27 年 2 月 11 日)

市民 17 名に参加いただき、改定する計画に盛り込むべき項目等について、意見をいただきました。



市民参加円卓会議の様子

「市民参加推進井戸端会議」

(平成 27 年 10 月 4 日)

市民 32 名に参加いただき、計画改定に当たっての提言案について、意見をいただきました。



市民参加推進井戸端会議の様子



市長への提言書提出の様子

同フォーラムでは、第2期計画の進捗状況と社会情勢の変化等を踏まえ、協働型社会へのシフトを更に進めるために必要な視点やアイデアを盛り込んだ「第2期京都市市民参加推進計画改訂に当たっての提言書」を取りまとめ、平成27年11月に本市に提出しました。

「第2期京都市市民参加推進計画改定版骨子」に対する市民意見の募集結果

1 募集期間

平成27年12月24日(木)～平成28年2月1日(月)(40日間)

2 応募方法

郵送、ファックス、電子メール、ホームページ意見募集フォーム等による応募を受付

3 募集方法

(1) 市民意見募集パンフレットの配布

- ・市役所・区役所、市民活動総合センター、各図書館等の公共施設で配布
- ・NPOや、大学ゼミ、経済団体等に配布
- ・京都市ホームページのパブリック・コメント専用ページからパンフレットのデータをダウンロードできるように掲載 など

(2) ICTを活用した周知

- ・「京都市自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」へ掲載
- ・まちづくり等に関心のある市民が登録しているメールマガジンへ投稿
- ・Facebookを活用し、パンフレットの内容を十数回に分けて解説 など

(3) 対話型パブリック・コメント

- ・大学の授業において職員が説明し、学生に記入を求めた。
- ・「まちづくりカフェ」で職員が説明し、参加者に記入を求めた。
- ・市民団体である「パブリック・コメント普及協会」との協働により、イベントにブースを出し、来場者に説明し記入を求めた。

- 1 京都未来まちづくり100人委員会成果発表会(みやこめっせ)
- 2 地震とすまいまちづくり展(ゼスト御池)

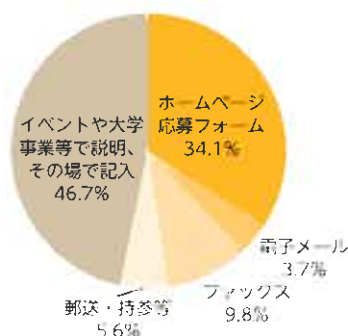
4 募集結果

(1) 意見数

・意見者数 214人 ・意見総数 334件

(2) 意見応募手段

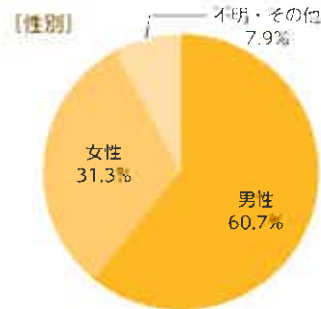
- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・ホームページ応募フォーム | 73人(34.1%) |
| ・電子メール | 8人(3.7%) |
| ・ファックス | 21人(9.8%) |
| ・郵送、持参等 | 12人(5.6%) |
| ・イベントや大学授業等で説明しその場で記入 | 100人(46.7%) |



(3) 意見をお寄せいただいた方の属性

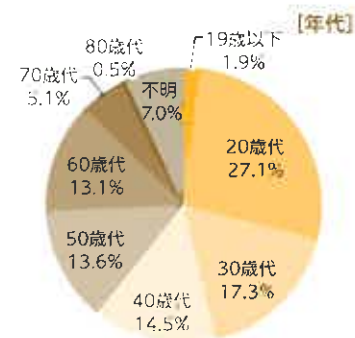
① 性別

男性	130人(60.7%)
女性	67人(31.3%)
その他・不明	17人(7.9%)



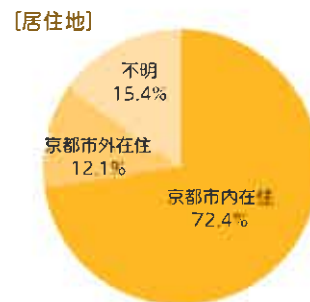
② 年代

19歳以下	4人(1.9%)
20歳代	58人(27.1%)
30歳代	37人(17.3%)
40歳代	31人(14.5%)
50歳代	29人(13.6%)
60歳代	28人(13.1%)
70歳代	11人(5.1%)
80歳代	1人(0.5%)
不明	15人(7.0%)



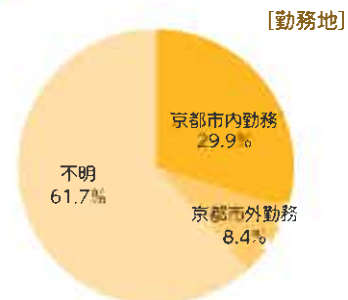
③ 居住地

京都市内在住	155人(72.4%)
京都市外在住	26人(12.1%)
不明	33人(15.4%)



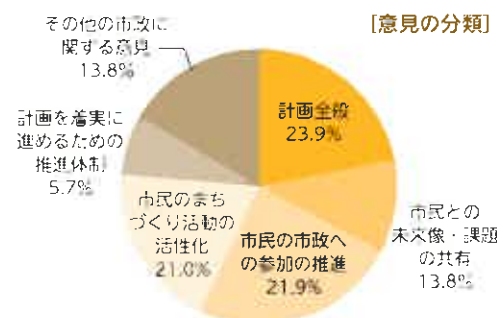
④ 勤務地

京都市内勤務	64人(29.9%)
京都市外勤務	18人(8.4%)
不明	132人(61.7%)



(4) 意見の内訳

意見の分類	件数
計画全般	80(23.9%)
市民との未来像・課題の共有	46(13.8%)
市民の市政への参加の推進	73(21.9%)
市民のまちづくり活動の活性化	70(21.0%)
計画を着実に進めるための推進体制	19(5.7%)
その他の市政に関する意見	46(13.8%)
合計	334



(5) 主な意見と本市の見解及び対応

① 計画全般

寄せられた意見	本市の見解及び対応
市政参加は望ましいことだが、具体的にどのようなことが市政参加につながるのか分かりづらい。	市政参加がどのようなものかイメージしやすくなるよう、第2章、第4章において、可能な限り具体例を記載しました。
(骨子に記載されている) 目指す未来像が理解しにくい。	第3章に記載の目指す未来像について、より分かりやすくなるよう修正しました。
市民が市政に参加するという見方だけでなく、市民活動に市政が参加するという見方を持ってもらいたい。	京都市市民参加推進条例では、市民の市政への参加を推進するだけでなく、市民の自主的なまちづくり活動を尊重し、必要な支援を行い、協働に努めることを、京都市の責務として定めています。市民活動に市政が参加するという御意見の趣旨と条例の考え方は同趣旨ではないかと考えます。
市民が責任を持つ領域に市政が入り込みすぎると、支援頼りの持続可能でない活動になるのではないかと。	市民の活動に行政が過剰に干渉することで、その自立性を損なうのではないかと御指摘と受け止めました。御指摘通り、市民のまちづくり活動が、どうすれば自立的で持続的な活動となるのかという視点から、京都市はまちづくりの支援に取り組むことが必要です。そのためには、対話を通じ、双方の果たす役割をしっかりと共有することが重要であると考えます。

② 市民との未来像・課題の共有(第4章 基本方針1)

寄せられた意見	本市の見解及び対応
政策決定過程の透明化も重要だが、市民が一目で市政の状況が分かるよう、図示化や映像化など情報提供の工夫が必要である。	施策1に「分かりやすく数値化や図示化する」ことを記載しました。

市政に関心のない人が気軽に手に入られる情報提供の方法を検討していただきたい。例えば、市民参加推進計画のホームページをつくり、市民参加に関する情報発信をまとめて行えば、情報へのアクセスが容易になり、参加につながるのではないかな。	施策1に「市民参加やまちづくりの情報を提供するポータルサイトの開設」を記載しました。 このポータルサイトを活用し、分かりやすい情報発信に努めます。
行政が言いたくない情報、市民に積極的に提供する必要はある。そのうえで、何をすべきか、しないべきかを市民に問うべきである。	御意見の通り、社会課題の実情を表し、市民生活の将来不安につながるような情報も含めて共有していくことが必要であり、施策1に記述した「すべて積極的かつ迅速にオープン」にその趣旨を盛り込んでいます。
市民と市職員の対話の機会として、ホームページや掲示板、チャット等 IT を活用してはどうか。	対話のツールとしてインターネットの活用も一つの方法として考えられますが、当面の取組としては、対面でのコミュニケーションの機会の充実がより重要と考えています。
市民との信頼関係を築くために、市職員が市民を信頼する態度について言及すべきではないか。	対話を通じ市民との理解を深めることが、信頼関係の構築につながると考えており、施策2でその趣旨を説明しています。このためには、市職員が市民を信頼する態度がもちろん必要であり、趣旨を踏まえて取組を推進していきます。

③ 市民の市政への参加の推進(第4章 基本方針2)

寄せられた意見	本市の見解及び対応
市政に参加する市民は少数であり、関心がない人にきっかけをつくる必要がある。誰もが理解でき関心を持ちやすいようにするため、市政のユニバーサルデザイン化を進めてほしい。	施策5の名称について、骨子では「市政への参加機会のバリアフリー化の推進」としていたものを、「市政への参加の仕組みのユニバーサルデザイン化の推進」に修正しました。

選挙権を得る年齢が下がるにあたり、10代から20代の若い世代からの参加を重点的に得る施策があるとよい。	施策6において、「市政や社会活動に参加することの意義や選挙の仕組み等について、関係機関や関係団体と連携した授業を実施」することを記載しました。
自分本意でなく、地域発展のために政策のことを考えている市民の意見を採り上げることが重要だと思う。	地域発展のことを考えている方の御意見は大変貴重であると認識しています。また、同時に、多様な市民ニーズに対応するためには、京都市は様々な方の御意見に耳を傾けていく必要があります。より多くの皆様に、市政やまちづくりを「ひとごと」ではなく、「自分ごと」、「みんなごと」と認識していただけるよう、計画に掲げる施策を着実に推進していきます。
様々な方法で参加機会を設けるとともに、それらを十分反映できる適切なタイミングで実施に取り組むことが重要であり、そのタイミングがずれると協働でなく、従来の要求型の参加になってしまう。この点の創意工夫や京都市の意識改革が必要。	御意見の趣旨通り、市民意見が十分反映できるよう、多様な手法かつ適切なタイミングで参加の機会を設けることが重要と考えます。「第5章 計画を着実に進めるための推進体制」にも記載しているとおり、市職員の市民参加推進に対する意識の向上等にも取り組みます。

④市民のまちづくり活動の活性化(第4章 基本方針3)

寄せられた意見	本市の見解及び対応
市民が気軽に参加できるまちづくり活動への入口となる機会づくりの推進として、まちづくりカフェなど地域密着型事業を増やしてほしい。	施策12に「まちづくりカフェ事業の全区への拡大」を記載しました。「まちづくりカフェ」を含め、「まちづくり活動への入口」となる機会づくりに取り組みます。
市政参加やまちづくりに参加する余裕がない。社会全体として市民参加ができるよう、生活に余裕のある仕組みづくりが必要である。	市民の皆さまが市政やまちづくりへの参加に時間が割ける社会となるよう、施策13に掲げるとおり、企業啓発や社会環境づくりに取り組んでいきます。
地域の活動について、体力や柔軟な発想を期待して、年配の方だけでなく、若者、主婦など立場を超えて参加できる方法を用意することが重要である。	施策15に「学生などの若い世代を対象とした地域活動への参加の機会づくりや、大学や学生が地域と一体となって行うまちづくりや地域活性化の取組を推進」することを記載しました。

ソーシャルイノベーションに最も関心を抱いた。しかし、認知度や理解度が低い。大学など教育機関と連携してソーシャルイノベーション教育を推進していくべきだと感じる。	施策17に「高校生や大学生に対してソーシャルイノベーションに関する教育や啓発を実施」を記載しました。
伴走型支援は主体同士の協働を促しつつよい方向へ導くことができるものであるが、(骨子の記載は)具体性に欠ける。また、過保護気味になるなど必要以上に干渉してしまうことがないよう、線引きも設けるべきである。	施策19にサポーター派遣など具体的な取組を記載しました。御意見の趣旨を踏まえ、あくまで主体的な活動の支援策となるよう、運用の仕方について検討していきます。

⑤ 計画を着実に進めるための推進体制(第5章)

寄せられた意見	本市の見解及び対応
京都市で課題の共有と対話を進めるためには、様々な場が必要だが、それを容易にするマニュアルやルール、開催支援などの仕組みが市役所の中にこそ必要だと思う。	取組1に「市民参加に関する知識、ノウハウ、成功例等の手引きや事例集等を作成」することを記載しました。
職員が率先して市政への参加、まちづくりを行い、その姿を一市民として見せるべきである。	取組2に「まちづくり活動に積極的に参加する職員の顕彰や、その経験等をいかした職員配置の実施」を記載しており、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進していきます。
まちづくり活動のコーディネートには区役所が単なる総合調整機能に留まらない機能を持つことが重要である。	取組3に総合調整機能に留まらない「区長の権限強化」、「企画体制の充実」などを記載しました。

京都市市民参加推進条例

1200年を超える歴史の中で、京都は、世界に誇るべき「都市の自治」をはぐくみ、自治の伝統に培われた市民の多様な活動及び市政への参加により、自立性の高い活力あふれるまちとして発展してきた。

21世紀においても、京都が有する多様かつ豊かな蓄積を輝きに変え、個性豊かな魅力あふれるまちとして、京都が発展し続けるためには、事業者、市民活動団体等を含むすべての市民が、その持てる力を存分に発揮し、地域社会の一員として、自覚と責任を持って、まちづくりを進めるとともに、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げることが必要である。

本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民の市政への参加と市民による自主的なまちづくりについて、これらを市政運営の基本原則とし、基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、多様な参加の機会を確保することにより、本市と市民とのパートナーシップに基づく市政の推進を図り、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市及び市民が共に市民参加(市民が市政に参加し、及びまちづくりの活動を行うことをいう。以下同じ。)を推進するための基本的事項を定めることにより、市民の知恵と力を生かした市政及び個性豊かなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民参加は、本市と市民との協働(自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。以下同じ。)の精神に基づき、市民による市政への参加とまちづくりの活動とが相まって、推進されなければならない。

2 市民参加は、市民の豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されるとともに、市民の福祉の増進及び市政運営の効率性が確保されることを基本として推進されなければならない。

3 市長その他の本市の行政機関は、市民参加の推進に当たっては、市会の権限及び役割を尊重しなければならない。

(本市等の責務)

第3条 本市は、京都市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の提供及び公開を推進することにより、政策の形成、実施及び評価の一連の過程における透明性を向上させるとともに、政策の目的、内容、効果等を市民に分かりやすく説明する責務を果たし、もって市民がこれら一連の過程において市政に参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない。

2 本市は、市政に関する市民の意見、提案等を総合的に検討し、これらに誠実に応答するとともに、それらの内容を市政に適切に反映させるよう努めなければならない。

3 本市は、市民による自主的なまちづくりの活動について、これを尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、市民との協働に努めなければならない。

4 本市の職員は、基本理念にのっとり、あらゆる職務について、市民参加の推進を図る視点に立ち、公正かつ誠実にこれを遂行しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、市政に関する情報並びに政策の形成、実施及び評価の一連の過程における参加の機会を活用することにより、積極的に市政に参加するよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むことを通じて、まちづくりの活動を推進するよう努めるものとする。

3 市民は、市民参加の推進に当たっては、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、本市との協働及び市民相互の協働に努めるものとする。

（市民活動団体の責務）

第5条 市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。以下同じ。）は、その活動を通じて、本市及び市民との協働を図り、市民参加の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、その社会的な役割の重要性にかんがみ、積極的に事業運営の状況等について市民に説明する等組織及び活動の透明性の向上に努めるものとする。

（市民参加推進計画）

第6条 市長は、市民参加を総合的に推進するための計画（以下「市民参加推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、市民参加推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 市長は、毎年度、市民参加推進計画に基づき講じる施策の実施計画及びその実施状況を市会に報告しなければならない。

4 市長は、市民参加の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、市民参加推進計画を見直さなければならない。

（附属機関等の会議の公開）

第7条 附属機関の会議及び市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

2 前項の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

3 第1項本文の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

（委員の選任）

第8条 市長その他の執行機関、公営企業管理者及び消防長（以下「市長等」という。）は、附属機関の委員の委嘱等に当たっては、民意を適切に反映させるため、多様な人材を登用しなければならない。

- 2 市長等は、附属機関の委員の委嘱等に当たっては、市民の市政への参加意欲を高めるとともに、前条第1項の会議において広く市民の意見が反映されるよう、委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(市政への参加の手続)

第9条 市長等は、政策の形成、実施及び評価の一連の過程において、公聴会、ワークショップ(本市及び市民による自由な議論により、政策、施策又は事業(以下「政策等」という。)の方針、内容等に関する意見を集約するための会合をいう。)その他の市政への参加の手続のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

- 2 市長等は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリック・コメント手続(政策等について、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集し、当該意見に対する本市の見解を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行う手続をいう。以下同じ。)を行わなければならない。

- 3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(まちづくりの活動の支援)

第10条 市長は、情報の提供、相談、専門家の派遣、活動拠点の確保等市民による自主的なまちづくりの活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(フォーラム)

第11条 市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市市民参加推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)を置く。

(フォーラムの組織)

第12条 フォーラムは、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、公募により選任された者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。

- 2 公募により選任された者を除き、委員は、再任されることができる。

(委任)

第14条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成 15 年 7 月 31 日規則第 43 号で平成 15 年 8 月 1 日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が定めた京都市市民参加推進計画は、第 6 条第 1 項の規定により定められた市民参加推進計画とみなす。この場合において、同条第 4 項に規定する期間は、この条例の施行の日から起算する。

附 則(平成 25 年 11 月 15 日条例第 49 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体(以下「旧附属機関等」という。)にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関(以下「新附属機関」という。)にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続きは、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続きとみなす。

1	附則第 2 項各号(第 7 号を除く。)に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	施行日前に存する合議体で右欄のいずれかに相当するもの	別表に掲げる附属機関(1 の項の右欄に掲げるものを除く。), 第 2 条第 2 項に規定する附属機関又は附則第 3 項の規定による改正後の京都市市民参加推進条例第 11 条に規定する京都市市民参加推進フォーラム

(委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

京都市総合企画局市民協働政策推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話 075-222-3178 FAX 075-213-0443

平成28年3月発行 京都市印刷物第 273277 号

